

かまいし男女共同参画推進プラン 2024-2028



令和6年3月

釜石市

目次

第1章 計画策定の趣旨と背景	P3
第2章 釜石市の状況	P9
第3章 計画の概要	P15
第4章 施策の展開	P19
基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進	P20
基本目標Ⅱ 誰もが互いに人権を尊重しあえる社会の形成	P24
基本目標Ⅲ 一人ひとりが安心して生き生きと暮らすことができる環境の整備	P27
指標一覧	P33
第5章 計画の推進	P35
かまいし男女共同参画推進プラン改定に関する市民意識調査報告書	P37
参考資料	
男女共同参画社会基本法	P72
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律【抜粋】	P77
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律【抜粋】	P77
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律【抜粋】	P78
岩手県男女共同参画推進条例	P78
釜石市男女共同参画推進協議会委員名簿	P84
釜石市男女共同参画推進会議委員名簿	P84

第1章 計画策定の趣旨と背景

第1章 計画策定の趣旨と背景

1 計画策定の趣旨

我が国では、少子高齢化など社会経済情勢の急速な変化に対応していくため、男女が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行されて以来、男女共同参画社会の構築に向けた取組が進められてきました。

当市におきましても、平成31年3月に「かまいし男女共同参画推進プラン2019」を策定し、仕事と生活が両立し多様な生き方を選択できる社会を目指した取組を展開してきました。

令和3年3月に策定した第六次釜石市総合計画では、将来像として「一人ひとりが学びあい 世界とつながり未来を創るまちかまいし ～多様性を認め合いながらトライし続ける不屈のまち～」を掲げ、寛容な社会、多様性を認める社会の実現を目指すこととしています。

また、そのための施策として、「ダイバーシティ&インクルージョンの推進」を掲げ、女性や高齢者、LGBT（性的マイノリティ）、外国人労働者、障がい者など一人ひとりの個性が尊重され、能力が発揮できるダイバーシティとインクルージョンのある社会の実現を目指した取組を推進しています。

しかしながら、人口減少や少子高齢化が急激に進む中で、労働力の確保が課題となっており、すべての人が働きやすいと感じる環境の整備、女性活躍の推進、あらゆる場面におけるジェンダー格差の是正が急務となっています。

また、当市が令和4年に実施した市民意識調査において、男女が平等であると感じている市民が少なく、家事・育児・介護等は主に女性が行っていること、配偶者等から暴力を受けた際の相談窓口の認知度が低いことなど、解決すべき課題や問題点が浮き彫りとなりました。

このような社会情勢の変化や課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層強化し、発展させるため、新たな計画を策定するものです。

2 計画策定の背景

我が国では、平成11年に男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づけられ、平成12年には、同法に基づく初めての基本計画として「男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成27年には、女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境を

整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が成立しました。

令和2年には、「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、社会情勢の現状を踏まえ、新たな課題として新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加、人生100年時代の到来、デジタル化社会への対応、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流などを新たな課題として捉え、男女共同参画社会の形成の促進を図っています。

令和4年には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布され、令和6年4月1日から施行されることとなっており、生活困窮、性暴力・性犯罪被害などの困難な問題を抱える女性への福祉、人権の尊重や擁護、男女平等といった基本理念の下、民間団体との協働などの新たな支援の枠組みの構築を目指すこととなりました。

岩手県においては、平成14年に「岩手県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画を推進するための基本理念を定めています。

平成18年には、岩手県の男女共同参画を推進する拠点施設として「岩手県男女共同参画センター」を開設し、県民とのネットワークの構築による情報交流、活動交流を進めています。

令和3年には、性別にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に参画できる社会の実現を目指し、「いわて男女共同参画推進プラン」を策定し、あらゆる分野における女性の参画拡大、復興と防災における男女共同参画の推進、女性の活躍支援、多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備に取り組むことが示され、地域特性に応じた総合的な施策を展開しています。

当市では、平成10年に「男女共同参画プランかまいし21」を策定して以来、4度の改定を行い、平成31年には、「市民の人権が尊重され、性別にとらわれることなく能力が発揮できる社会、仕事と生活を両立しながら支え合い、多様な生き方が選択できる社会、安心、安全に暮らすことのできる社会」を基本理念とした「かまいし男女共同参画推進プラン2019」を策定し、男女共同参画社会の推進に努めています。

3 市民意識調査の結果

かまいし男女共同参画推進プラン 2019 の策定から5年が経過し、令和5年度に計画期間満了を迎えるにあたり、市民の意識の変化や実態、ニーズを把握し、次期計画の基礎資料とするため意識調査を実施しました。

(1) 実施主体

釜石市総務企画部総合政策課男女共同参画室

(2) 調査項目

- ・回答者自身について
- ・男女の役割分担と男女共同参画の意識について
- ・仕事について
- ・配偶者・パートナー間における暴力について
- ・防災について
- ・性的マイノリティについて
- ・その他

(3) 調査の設計

- ・調査地域 市内全域
- ・調査対象 市内に居住する満 18 歳以上 80 歳未満の男女
- ・標本数 1,200 人

	男性	女性
18～29 歳	100 人	70 人
30～39 歳	120 人	60 人
40～49 歳	110 人	100 人
50～59 歳	150 人	80 人
60～69 歳	110 人	90 人
70～79 歳	100 人	110 人
計	690 人	510 人

※ 当市の人口構成を考慮した年代・男女別内訳にしています。

- ・抽出方法 住民基本台帳から年齢、男女別による無作為抽出
- ・調査方法 郵送による調査票配布・郵送による回収
- ・調査期間 令和4年 12 月 2 日から令和4年 12 月 16 日まで

(4) 回収結果

区 分	標本数	回収数	回収率
男 性	690	203	29.4
女 性	510	219	42.9
無回答	—	—	—
総 数	1,200	422	35.2

(5) 回答者

◆性別

区分	人数	構成率
男性	203	48.1
女性	219	51.9
その他	0	0.0
無回答	0	0.0
総数	422	100.0

◆年代

区分	男性	女性	総数	構成率
20歳代	7	15	22	5.2
30歳代	21	25	46	10.9
40歳代	26	39	65	15.4
50歳代	44	27	71	16.8
60歳代	53	52	105	24.9
70歳代	52	61	113	26.8
無回答	0	0	0	0.0
合計	203	219	422	100.0

(6) 結果の特徴

・男女の役割分担と男女共同参画の意識について

政治の場、社会の通念や慣行、社会全体において平等と感じている市民が非常に少なく、男性が優遇されていると感じている方の割合が半数以上を占めています。

「男は仕事、女は家事や育児」という考え方については反対と回答した方が半数以上を占めています。家庭での家事や、育児、介護等は主に妻が行っていると回答した方の割合が多くなっています。

・仕事について

女性が社会に出て働くことについて、「結婚や出産をしても仕事を辞めずに働き続けるのがよいと思う」と回答した市民が多数を占めましたが、一方で現在の社会は女性にとって働きやすい状況にあるとは思わないと感じている方が半数以上を占める結果となりました。

男性の育児休暇、介護休暇の取得については、回答者の9割以上が賛成であり、女性が働きやすくするためには、育児や介護のための制度の充実を求める回答が多くみられています。

・配偶者・パートナー間における暴力について

過去にDVを受けたことがあると回答した方は約16パーセントとなっており、回答者の6人に1人は過去に配偶者やパートナーから暴力被害を受けていることが分かりました。

また、暴力の被害にあった方の半数近くは、DVの被害を受けたとき、「どこにも相談できなかった」と回答しています。

・「防災、復興」について

もし、今、災害が発生し、避難が必要になったときに心配なこととして、「災害についての確かな情報が得られるか」「家族との連絡がとれなくなるのではないか」が多数を占めています。

また、地域の防災で性別に配慮して取り組む必要があるものとして、「避難所の設備（男女、多目的別のトイレ・更衣室、防犯対策等）」「乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性（女性用

品等)、多様な性に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が多数を占めています。

- 性的マイノリティについて

LGBTなどの性的少数者の人たちが暮らしやすい社会にするため、必要な施策について「幼少期からの教育の充実」と回答した方が最も多く半数以上を占めています。

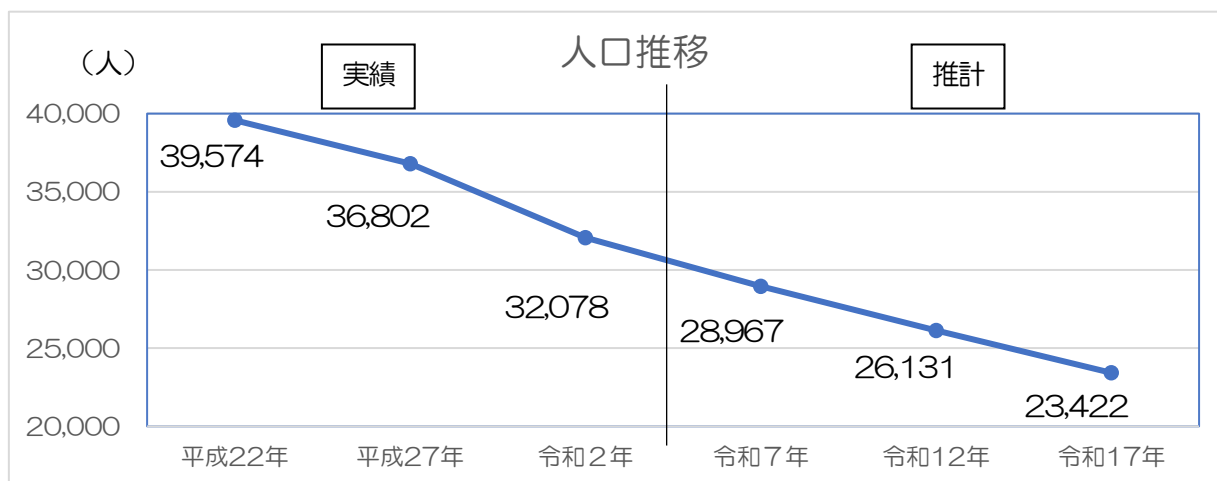
第2章 釜石市の状況

第2章 釜石市の状況

1 人口等の状況

(1) 人口の推移

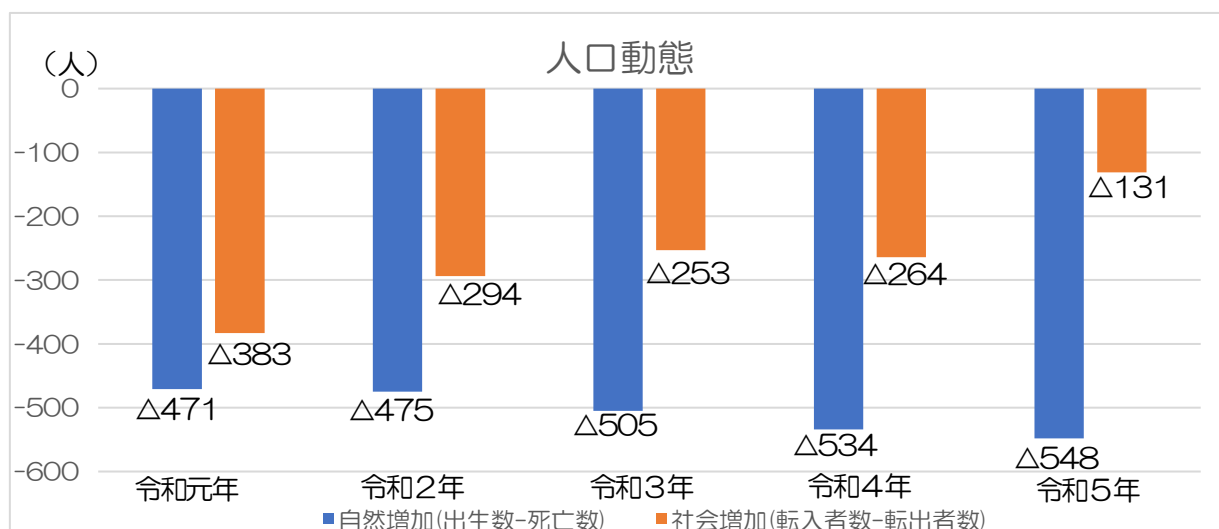
令和2年10月1日現在の釜石市の32,078人となっており、平成27年から比較すると人口減少率は12.8%となっています。今後さらに、少子高齢化が進行することが予測され、国立社会保障・人口問題研究所によると令和17年には23,422人まで減少することが見込まれています。



資料：平成22年～令和2年は国勢調査、令和7年以降は、国立社会保障・人口問題研究所

(2) 人口動態

出生と死亡の差から見る自然動態は、少子・高齢化によりマイナスで推移しています。さらに、転入・転出者の差から見る社会動態についても、就職や進学による若者の都市圏への流出等によって転出者数が転入者数を上回り、マイナスが続いています。



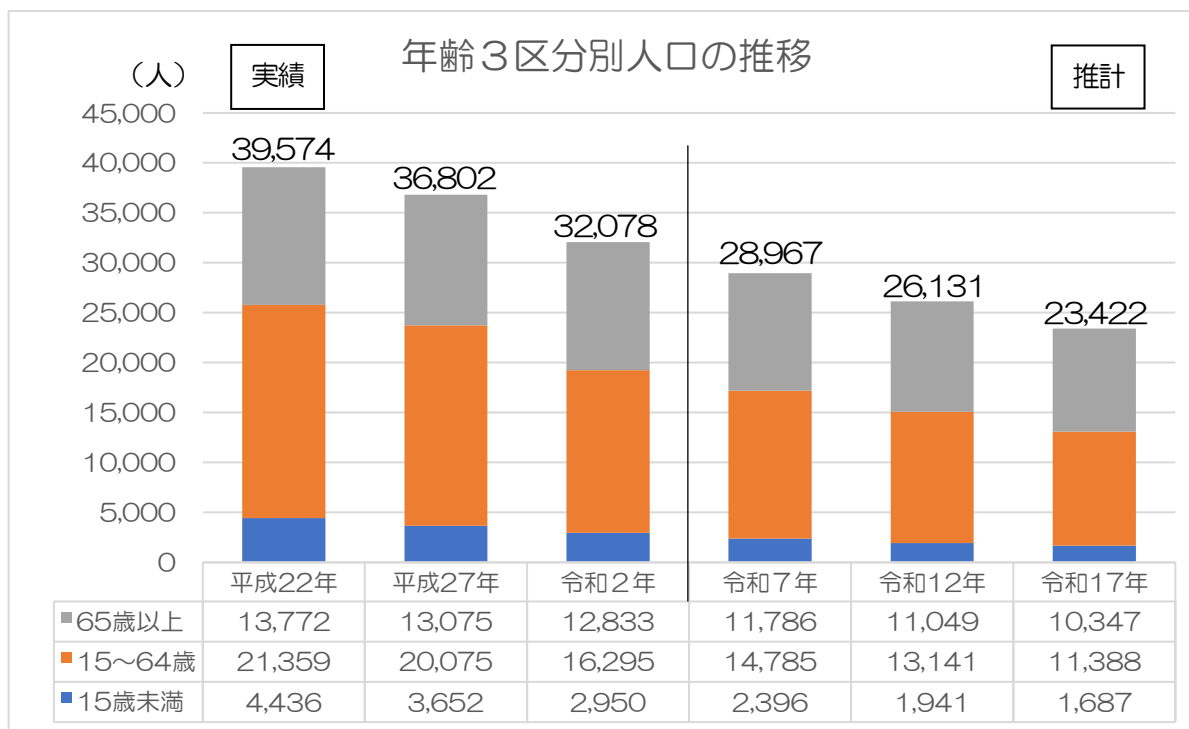
資料：岩手県人口移動報告年報

(3) 年齢3区分別人口の推移

人口の推移をみると、3区分すべてにおいて人口が減少しており、今後も減少する見込みとなっています。

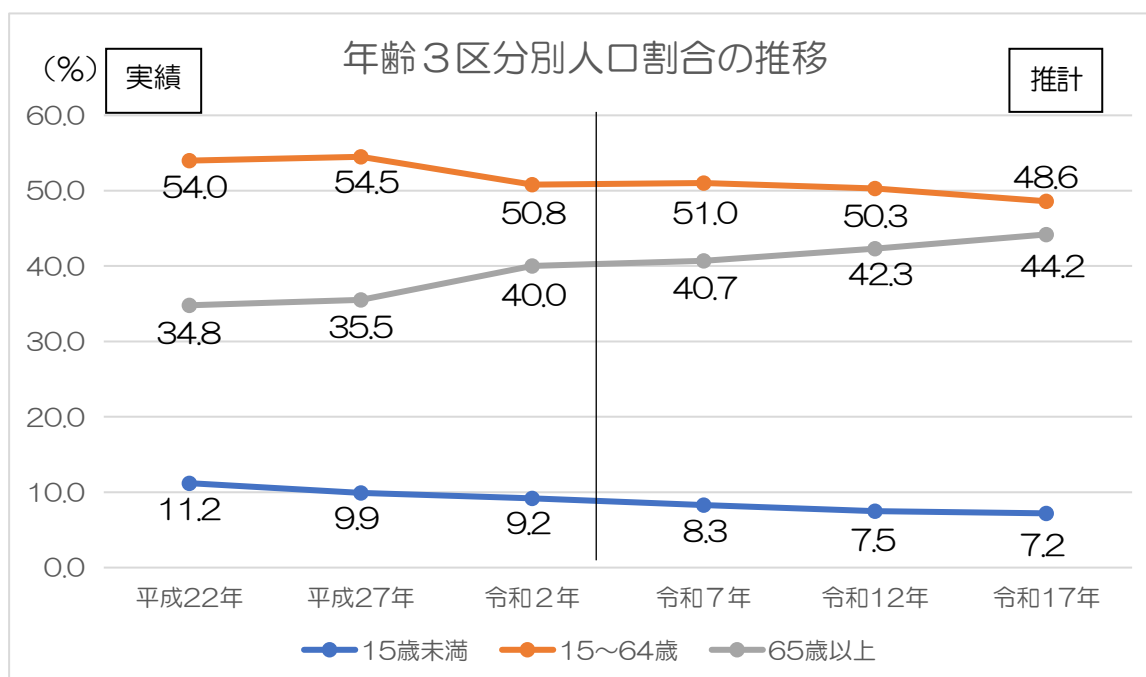
人口の割合の推移を見ると、15歳以下の年少人口の割合は、平成22年には11.2%であったのに対し、令和17年には、7.2%まで減少する見込みとなっています。

一方で、65歳以上の高齢者人口は、令和2年に初めて40%を上回り、令和17年には44.2%となる見込みとなっています。



資料：平成22年～令和2年は国勢調査、令和7年以降は、国立社会保障・人口問題研究所

注：平成22年の総数には、不詳を含むため、各区分の計と総数が一致しない。

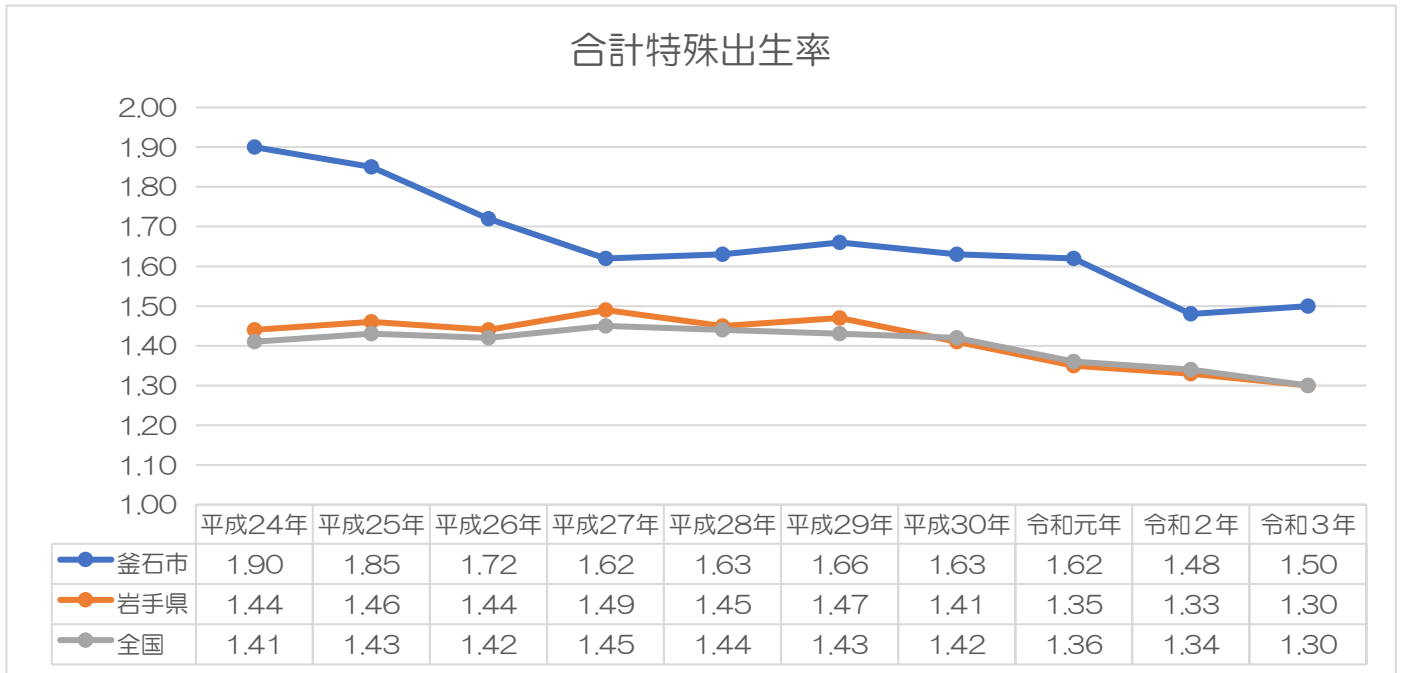


資料：平成22年～令和2年は国勢調査、令和7年以降は、国立社会保障・人口問題研究所

(4) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成24年は1.90となっておりましたが、令和3年には1.50に減少しています。

過去10年間における合計特殊出生率は、いずれの年も全国や岩手県と比較すると高い水準となっていますが、その差が小さくなっていることが分かります。



資料：人口動態推計

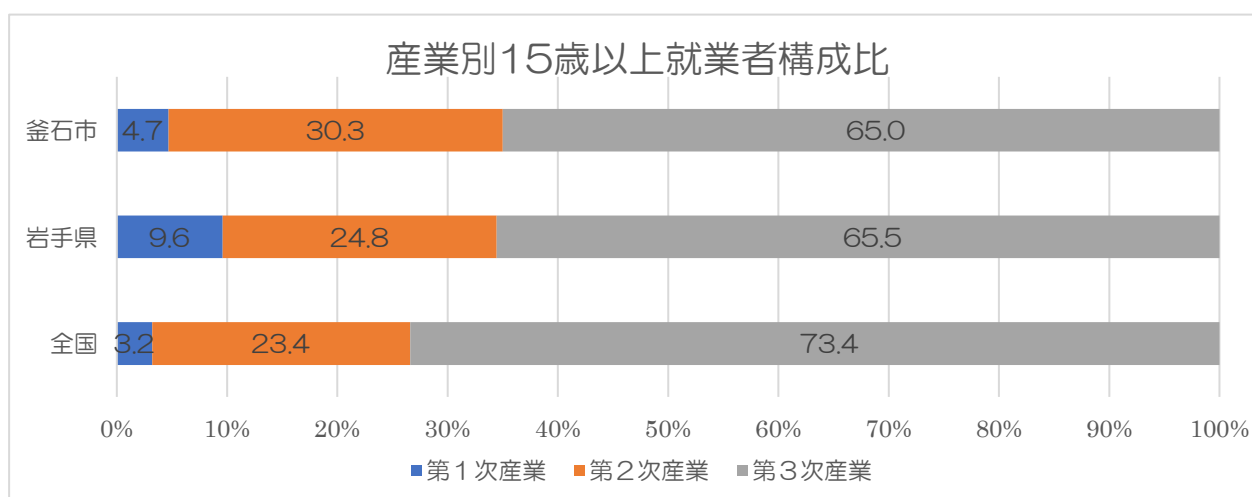
2 就業の状況

(1) 就業構造

本市の産業別就業者構成比をみると、令和2年では、第1次産業の割合が4.7%、第2次産業が30.3%、第3次産業が65.0%となっており、岩手県や全国と比較すると第2次産業の割合が高くなっており、第3次産業の割合が低くなっていることが分かります。

第1次産業の割合は、全国と比べると高くなっており、岩手県と比べると4.9ポイント低くなっています。

また、産業大分類別にみると、男性は女性に比べ「製造業」、「建設業」などが多く、女性は「医療・福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」が男性を大きく上回っています。



資料：国勢調査(令和2年)

産業大分類別就業者数 15歳以上就業者数

産業(大分類)	総数	男性	女性
総数	15,339	8,635	6,704
第1次産業			
農業、林業	205	139	66
漁業	516	403	113
第2次産業			
鉱業、採石業、砂利採取業	33	27	6
建設業	1,541	1,301	240
製造業	3,076	1,926	1,150
第3次産業			
電気・ガス・熱供給・水道業	116	102	14
情報通信業	93	65	28
運輸業、郵便業	585	508	77
卸売業、小売業	2,134	1,014	1,120
金融業、保険業	295	107	188
不動産業、物品賃貸業	204	125	79
学術研究、専門・技術サービス業	399	280	109
宿泊業、飲食サービス業	715	215	500
生活関連サービス業、娯楽業	461	174	287
教育、学習支援業	604	235	369
医療、福祉	2,107	524	1,583
複合サービス業	254	175	79
サービス業(他に分類されないもの)	959	598	361
公務(他に分類されるものを除く)	1,042	717	325

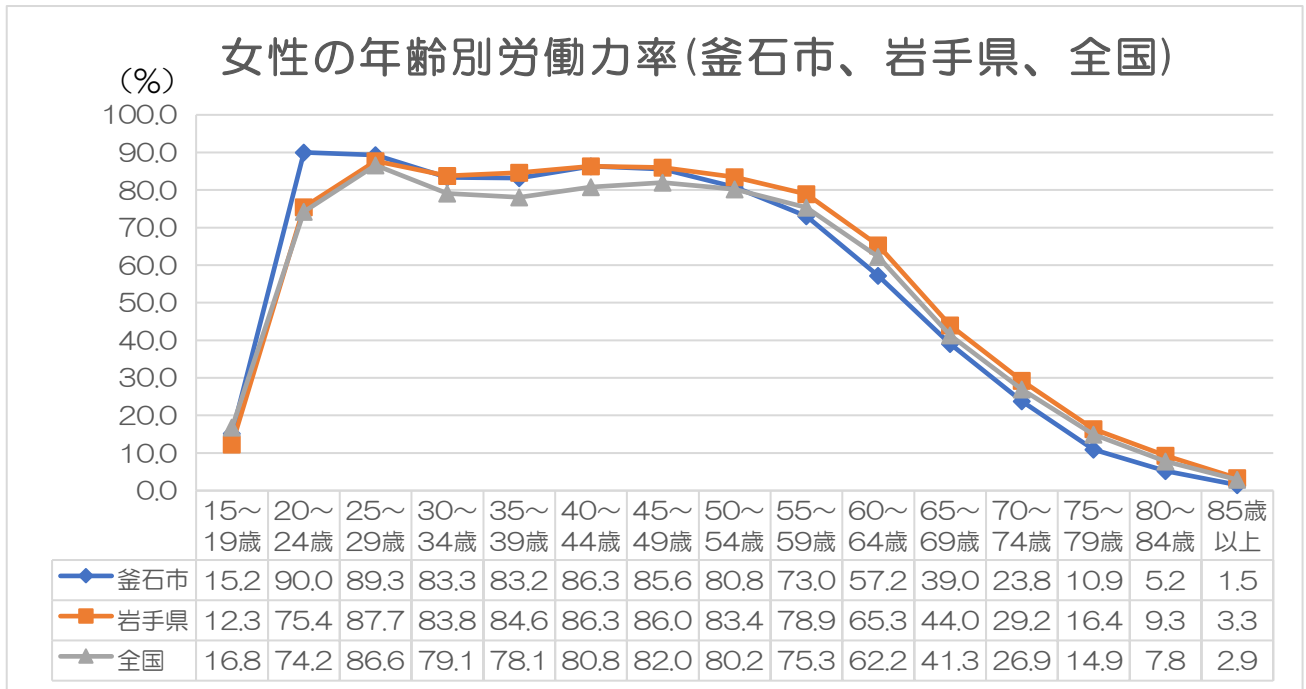
資料：国勢調査(令和2年)

(2) 就労の状況

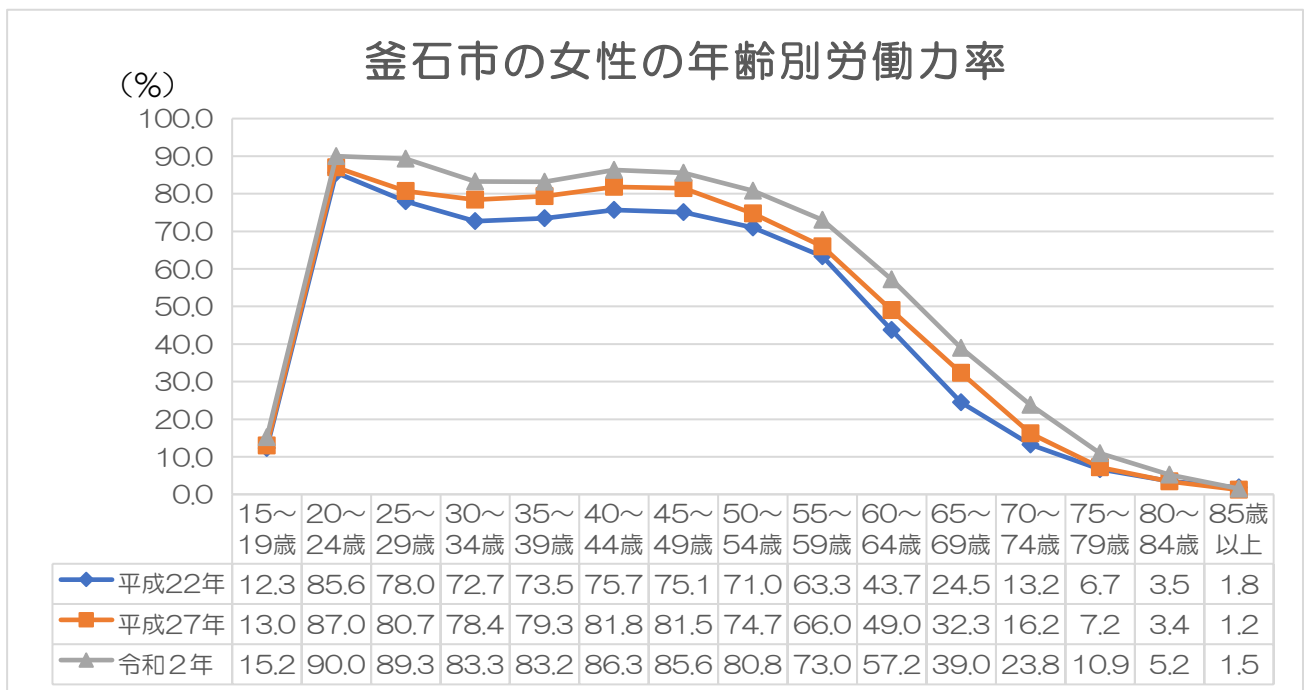
女性の労働力率は、結婚・出産時期に労働力率が低下するいわゆる「M字カーブ」を描くことで知られていますが、令和2年の女性の年齢別労働力率をみると、「M字カーブ」の底が浅くなっており、グラフは台形に近い形となっています。

本市の女性の労働力率は、20～24歳の年代においては、岩手県や全国を大きく上回っておりますが、その他の年代においては、岩手県や全国との差はみられません。

また、平成22年、平成27年と比べると、グラフの形に大きな変化は見られませんが、ほとんどの年代において女性の労働力率は、上昇していることが分かります。



資料：国勢調査(令和2年)



資料：国勢調査(平成22年、平成27年、令和2年)

第3章 計画の概要

第3章 計画の概要

1 基本理念

「かまいし男女共同参画推進プラン2024-2028」では、次の基本理念の実現を目指します。

多様な生き方を認め合い、互いに支え合いながらみんなが輝けるまちづくり

2 基本目標

「かまいし男女共同参画推進プラン2024-2028」では、これまで取り組んできた男女が尊重しあう男女共同参画社会のための施策をさらに発展させ、基本理念に基づき次の3つの目標を定めます。

- I あらゆる分野における男女共同参画の推進
- II 誰もが互いに人権を尊重しあえる社会の形成
- III 一人ひとりが安心して生き生きと暮らすことができる環境の整備

3 計画の位置づけ

- この計画は第六次釜石市総合計画を上位計画とし、それぞれの分野別の諸計画との整合性を保ちながら釜石市が行う男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に推進する指針となるものです。
- この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「岩手県男女共同参画推進条例」の基本理念を尊重して策定したものです。
- この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」における市町村基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に関する市町村推進計画として位置づけます。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

ただし、状況の変化に対応して適切な施策を効果的に進めるため、必要に応じ見直しを行います。

5 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
多様な生き方を認め合い、互いに支え合いながらみんなが輝けるまちづくり	基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程における女性参画の推進
		(2) 女性活躍を見据えた多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進
		(3) 家庭生活や地域生活における男女共同参画の推進と子育てや介護支援体制の充実
		(4) 農林漁業における男女共同参画の推進
		(5) 男女共同参画の視点を取り入れた防災力の向上
	基本目標Ⅱ 誰もが互いに人権を尊重しあえる社会の形成	(1) 男女が平等であることの意識づくりの推進
		(2) 性的少数者等に配慮した多様性の尊重
		(3) 男女平等教育の推進
		(4) 国際的な男女共同参画社会への理解の促進
	基本目標Ⅲ 一人ひとりが安心して生き生きと暮らすことができる環境の整備	(1) 男女間における暴力や犯罪の根絶
		(2) 生涯を通じた心とからだの健康支援
		(3) 生活上の困難に直面する女性等が安心して暮らせる社会の構築

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女が社会の対等な構成員として共に認め、支え合い、責任を担うべき男女共同参画社会の形成は、持続可能な社会を構築するうえで不可欠なものです。また、誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を発揮して、いきいきと活躍できる社会を実現するためには、従来の男性中心の働き方や長時間労働の見直し、社会全体での意識改革を促すなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進することが必要です。

市民意識調査の結果から「政治」、「社会全体」、「社会通念や慣行」において男女が平等とされていると感じている人の割合が特に少なくなっており、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく不平等感が根強く残っていることが現状となっています。また、日常の家事や育児、介護についての調査では、調査した15項目中11項目において「主に夫が行っている」と回答した割合より「主に妻が行っている」と回答した割合が高くなっています。

男女が共に性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、多様な生き方を尊重し合い、平等であることを実感できる社会を目指します。

◆ 施策の方向

(1) 政策・方針決定過程における女性参画の推進

令和5年6月に世界経済フォーラムによって発表された各国の男女格差を示す「ジェンダーギャップ指数」は、日本が146か国中125位であり、2006年の公表開始以来過去最低の順位となりました。日本は特に政治、経済分野でのスコアが低いことが指摘されています。

一方で釜石市では、市役所の女性管理職の登用を積極的に推し進め、令和5年度の管理職に占める女性の割合は27.2%まで上昇し、全国平均値である17.3%(令和4年4月1日現在)を上回る数値となっております。

また、市には民間の意見を広く聴取し政策に反映させるため、多数の審議会や委員会等が存在していますが、審議会等における女性委員の割合を45%以上とするよう方針を打ち出しております。

さらに、女性ならではの視点が地域課題に活かすことができるよう地域会議における女性構成委員の割合の増加に向けた女性登用の促進を行うことで、市の施策に女性が参画し、多様な視点を取り入れられるよう取組を進めます。

◇ 主な事業

- 女性委員不在の審議会等の解消、あて職の見直しと公募の拡大（男女共同参画室・総務課）
- 団体、企業等への女性の採用と管理監督者への女性登用の働きかけ（男女共同参画室・商工観光課）
- 市役所職員における女性職員の管理職への登用（総務課）
- 地域活動団体への女性役員登用の働きかけ（まちづくり課）
- 地域会議における女性構成員の拡充（まちづくり課）

(2) 女性活躍を見据えた多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進

男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と能力をさまざまな分野で発揮し、仕事と家庭生活や地域活動を含む社会生活を営むためには、男女が家事・育児・介護等を対等に分かち合う関係づくりと、個人のライフステージやニーズに応じた多様な働き方や暮らし方ができるように、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境整備が必要です。

令和2年国勢調査によると釜石市の女性労働力率は、45.7%となっており、全国平均の53.5%、岩手県平均の52.5%と比較すると、低い傾向となっており、全国と比較すると女性の就業が進んでいないことが分かりました。

市民意識調査によると現在の社会は女性にとって働きやすいかどうかについて、「あまり働きやすい状況にあるとは思わない」、「働きやすい状況にあるとは思わない」と回答した人は51.2%となりました。「働きやすい状況にあるとは思わない」と回答した理由について最も多かったのは、「育児や介護等の影響により働く場が限られているから」となっています。

男性が育児休暇や介護休暇を取得することについて社会的な理解は深まっていますが、十分な制度の利用にはつながっていない状況にあることから、子育て応援企業の認定や市役所男性職員の育児休暇の積極的な取得などによりワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

◇ 主な事業

- 女性のキャリア形成の啓発（男女共同参画室・商工観光課）
- 女性活躍推進セミナーの開催（男女共同参画室）
- 育児休業、介護休業の取得促進への働きかけ（男女共同参画室・商工観光課）
- 子育て応援企業認定制度の活用（男女共同参画室・こども家庭課・商工観光課）
- キャリア教育（職場体験等）の実践（商工観光課）
- 求職者に対する求人情報の提供（商工観光課）
- 就労支援と各種助成金の周知（商工観光課）
- キャリアアップのためのセミナーや研修の開催（商工観光課）
- 職能訓練定着支援制度の活用推進（商工観光課）
- 商工機関による経営指導の支援（商工観光課）
- イクボスの普及・啓発（男女共同参画室）
- ワーク・ライフ・バランスの普及（男女共同参画室）
- 市役所における育児休業その他仕事と子育ての両立支援制度の定着促進（総務課）
- 民間保育所等の産休等代替え職員雇上げ経費の補助（こども家庭課）
- 労働力発掘と人材マッチングの推進（商工観光課）

(3) 家庭生活や地域生活における男女共同参画の推進と子育てや介護支援体制の充実

男女が共に責任を担い、家庭・地域の活動をバランスよく営むことは、男女共同参画社会の基本であり、豊かで活力ある社会を形成するうえでとても重要です。

また、女性が出産・育児・介護などに対応し、多様で柔軟な働き方を実現させるには、男性の積極的な家事・育児・介護などへの参加が必要不可欠です。

しかしながら市民意識調査の結果によると日常の家事・育児・介護等は妻が担っていることが多く、女性の就労や地域活動への参画を阻む要因となっています。

令和4年就業構造基本調査によると、全国の女性の就業率は53.2%で過去最高となり、育児をしながら働ける環境整備が進んでいる一方、家族の介護等を理由に過去1年間に離職した人は前回調査と比較すると増加していることがわかりました。

こうした中で日常的な家事や育児など家庭的役割を男女が共同で取り組むことの大切さと固定的役割分担意識の解消に向けた啓発や環境づくりを進めるとともに子育てや介護の負担を軽減できるような社会的に支えるための条件整備を進めます。

◇ 主な事業

- 介護予防に関する活動を行う地域住民団体への支援（地域包括支援センター）
- 男の料理教室の開催（まちづくり課）
- 子育て学習講座の開催（まちづくり課）
- 生きがいづくりに関する公民館事業の開催（まちづくり課）
- パパママ準備教室の開催（こども家庭課）
- およこ料理教室の開催（健康推進課）
- 子育て支援事業の開催（まちづくり課）
- 放課後児童の健全育成（まちづくり課・こども家庭課）
- 母子保健推進員活動（こども家庭課）
- 家族介護教室の開催（地域包括支援センター）
- 子育て相談体制の充実（こども家庭課）
- ファミリーサポートセンターの充実と周知（こども家庭課）
- 子育て支援センターの充実（こども家庭課）
- 保育サービスの充実（こども家庭課）
- 幼稚園・保育所等第2子以降保育料無償化（こども家庭課）
- 教育相談体制の充実（学校教育課）

(4) 農林漁業における男女共同参画の推進

農林漁業における男女共同参画を推進するためには、家庭や地域、そして女性自身の意識改革を進めるとともに組合や地域などの様々な方針決定の場に、女性が男性と対等なパートナーとして参画していくことが必要です。

女性が主体性を持ち、経営に参画できるよう農業、漁業協同組合の正組合員の加入促進、女性農業者の農業委員の就任などの取組を進め、女性が意欲をもって経営に参画できるよう支援していく必要があります。

◇ 主な事業

- 農政推進協議会委員への女性参画の推進（水産農林課）
- 農業・漁業協同組合との連携による組合員への支援（水産農林課）
- イベントでの漁協女性部による物販、振舞いの支援（水産農林課）
- 女性の農業委員・農地利用適正化推進委員の就任促進（農業委員会）

(5) 男女共同参画の視点を取り入れた防災力の向上

東日本大震災を機に、災害発生時に男女が協力し取り組んでいくことや、被災時には男女の性差に配慮した支援が重要であることが改めて認識されました。釜石市地域防災計画の中では、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ(LGBT 等)の視点にも配慮することが盛り込まれています。

市民意識調査においては、地域の防災で、性別の視点に配慮して取り組む必要があると思うこととして「避難所の設備(男女、多目的別のトイレ・更衣室、防犯対策など)」や「乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性(女性用品等)、多様な性に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」といった回答が多く見られました。

当市では、これまで東日本大震災発生以前は不在だった防災会議の女性委員を平成 25 年度から登用し、令和 5 年度には 35% に増加させることにより防災における政策・方針決定過程への女性の参画促進を図っています。

今後も女性防災リーダーの育成や多様なニーズに配慮した避難所等での物資の備蓄の推進などの取組を進め、地域防災力の向上を図ります。

◇ 主な事業

- 女性防災リーダーの育成（防災危機管理課）
- 多様なニーズに配慮した避難所等での物資の備蓄の推進（防災危機管理課）
- 多様な視点を取り入れた防災力向上セミナーの開催（男女共同参画室）
- 避難所運営マニュアルの改訂（防災危機管理課）
- 福祉避難所の拡充に向けた障がい者施設との連携（地域福祉課）
- 福祉避難所の拡充に向けた高齢者施設との連携（高齢介護福祉課）

基本目標 I 指標	単 位	現状値 2023	目標値 2028	摘要
審議会等における女性委員の割合	%	37.7	45.0	
市職員管理職に占める女性の割合	%	27.2	35.0	
地域会議における女性構成員の割合	%	14.4	17.0	
子育て応援企業認定数	件	9	15	
市職員における男性の育児休暇取得率	%	28.6	100.0	
女性防災士数	人	123	153	

基本目標Ⅱ 誰もが互いに人権を尊重しあえる社会の形成

人権は、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利であり、全ての人はそれぞれの個性を持った一人の個人として尊重されるべき存在です。

それぞれの人格や個性を認め合うためには、お互いを思いやり、人権を尊重する意識の向上を図ることが必要です。

国においては、全ての国民が性的指向及びジェンダーアイデンティティにかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に係る法律」が施行されました。

性的指向・ジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであり、多様な生き方を選択できる意識形成には、家庭や学校において、性の多様性を尊重した教育も重要となってきます。

個人の能力、環境、個性について偏見を持たず、人権を尊重し合える社会を目指します。

※ジェンダーアイデンティティ・・・性自認（自己の属する性別についての認識）

◆ 施策の方向

（１）男女が平等であることの意識づくりの推進

市民意識調査の結果によると、男女の役割分担と男女共同参画の意識について、政治の場、社会通念や慣行、社会全体において「平等」と感じている市民は非常に少なく、「男性が優遇されている」と感じている方の割合が半数以上を占めています。

男女共同参画の視点に立った法律、制度等は以前と比較すると整備されてきましたが、そのような中でも性別による固定的役割分担意識が残っているのが現状です。

性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく慣行を変えていくことが、男女が平等に責任を負いながら能力を発揮する社会の実現につながります。

学校や地域の学習の場において男女共同参画の視点を育み、男女が互いの人権を尊重して生活できる環境づくりを進めます。

◇ 主な事業

- 市HPの共同参画コーナーの充実（男女共同参画室）
- 人権に関する啓発の推進（生活環境課）
- 人権相談の開催（生活環境課）
- 人権ポスター展の開催（生活環境課）
- 男女共同参画に関する学習の情報提供（まちづくり課）
- 家庭児童相談の実施（こども家庭課）
- 男女共同参画サポーター養成と活動支援（男女共同参画室）

(2) 性的少数者等に配慮した多様性の尊重

性的指向、ジェンダーアイデンティティは一人ひとりが異なるものであり、それらを差別することは人権侵害につながります。市民意識調査の結果によると、性的マイノリティの人達が暮らしやすい社会にするための必要な施策について「幼少期からの教育の充実」「相談窓口の充実」と回答した割合が多く半数以上を占めています。

性的マイノリティの当事者は社会の様々な場面で困りごとに直面しても、誰かに相談することが難しく、孤立しやすい状況となっていることから、性的マイノリティに対する市民の理解を広げていくとともに、差別や偏見をなくしていくことが必要となります。

性的マイノリティに対する市民の理解促進を図る講座の開催、また、性的マイノリティ当事者やその周囲の方が安心して悩みを打ち明けることができる相談窓口の周知やパートナーシップ制度導入に係る検討を進めます。

◇ 主な事業

- LGBT等を学ぶ講座の開催（男女共同参画室）
- 思春期講演会の開催（男女共同参画室）

(3) 男女平等教育の推進

男女が社会においても家庭においても平等であることは、人権の尊重にもつながります。人間形成の基礎となる時期において、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、また社会制度や慣行の背景にある固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアスなど、男女の自立や社会参画を阻害する要因に気づき、男女平等教育の意識を育んでいくことが重要です。

市民意識調査の結果において、男女が社会の分野でもっとも平等になるためには、「男性が家事・育児・介護をすることに抵抗感をなくすこと」「性別にこだわらず生活面において自立できるような能力を身につけること」「子どものときからの男女平等教育の充実を図ること」と回答した割合が高くなっています。教育・学習等の機会を通じて、男女平等意識が浸透する取組を進めます。

※アンコンシャス・バイアス・・・無意識の思い込み

◇ 主な事業

- 人権擁護委員による学校訪問（生活環境課）
- 子どもの読書活動の推進（まちづくり課）
- 不健全図書巡回指導（地域福祉課）
- 男女平等に関する授業の実施（学校教育課）

(4) 国際的な男女共同参画社会の理解の促進

国際交流を通じて、異なる文化や多様な価値観を認め合う姿勢を持つことは、国籍に関係なくお互いの理解を深め視野を広げることに繋がります。

国際理解教育や交流活動を積極的に行い、国籍にかかわらず人権を尊重しあう意識の醸成を図ることで、男女共同参画社会や多様性に配慮したまちづくりを推進します。

また、東日本大震災検証結果を踏まえた教訓や防災への取組について情報発信を行うことで、国際的な貢献を行います。

◇ 主な事業

- 東日本大震災検証結果の情報発信（文化振興課）
- インバウンドに対応した防災ツーリズムの提供（文化振興課）
- ダイバーシティを学ぶ講座の開催（総合政策課オープンシティ・プロモーション室）
- 姉妹都市等との海外派遣事業（国際交流課）
- 民間団体との連携による国際交流活動の支援（国際交流課）
- 市内在住外国人との異文化交流（国際交流課）
- 国際理解を支援する講座の開催（国際交流課）
- 小・中学校、幼稚園への外国語指導助手訪問（学校教育課）

基本目標Ⅱ 指標	単位	現状値 2023	目標値 2028	摘要
男女共同参画サポーター認定者数	人	45	58	
社会通念や慣行で男女が平等だと思う人の割合	%	12.1	30.0	
性的マイノリティに関する講座の受講者数	人	121	800	

基本目標Ⅲ 一人ひとりが安心して生き生きと暮らすことができる環境の整備

男女がお互いの身体の違いを理解し、思いやりを持って生活していくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。

女性は、妊娠・出産、女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、男女ともに生涯を通じて健康状態の問題に直面することに留意していく必要があります。

女性の社会進出が進み、女性の勤続年数の伸長、初婚・初産年齢の上昇、生涯出生率の減少、平均寿命の伸長などにより、女性を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような社会状況やライフスタイルの変化も女性の心身の健康に影響を及ぼすことから、生涯を通して健康な生活を営むことができるよう、健康増進対策に取り組む必要があります。

また、男女間における暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を大きく阻むものです。暴力を容認しない社会づくりに向けた意識啓発、相談窓口の周知に取り組みます。高齢者や障がい者、ひとり親家庭など、貧困等により生活上の困難に直面する人の相談体制を充実し、全ての人が安心して生き生きと暮らすことができる環境整備に努めます。

(1) 男女間における暴力や犯罪の根絶

全ての暴力（身体的暴力・精神的暴力・経済的暴力・性的暴力・社会的暴力・デジタル暴力）は重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。

近年、SNS など、インターネット、スマートフォンが急速に普及する中で、これらを利用した交際相手からの暴力や性犯罪などが一層多様化しており、利用者の低年齢化が進む中、SNS 上でのネットを通じた性犯罪に巻き込まれる危険性が深刻化しています。

女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割分担や家庭・社会における男性優位の意識や経済的格差、貧困等、生活上の問題と暴力被害が複合的に発生している場合があります。

市民意識調査によると、過去に DV を受けたことがあると回答した方は約 16%となっており、回答者の6人に1人は過去に配偶者やパートナーから暴力被害を受けていることが分かりました。

また、DVの相談窓口を知っている人の割合は62.9%となっており、その相談窓口は男女とも「警察署」に次いで「知っている窓口はない」と回答した方の割合が多く、事態が深刻化しないうちに被害者が相談できるよう、相談窓口の周知や相談者のニーズに応じた対応を進める必要があります。

関係機関が連携して暴力を許さない社会づくりに向けた意識啓発、身近な相談窓口の周知など幅広い取組を推進します。

◇ 主な事業

- 女性への暴力根絶講座の開催（男女共同参画室）
- DV 防止の啓発活動（男女共同参画室）
- 各相談機関との連携による相談者のニーズに沿った相談体制の充実（男女共同参画室・こども家庭課）
- 性犯罪・性暴力被害者支援機関との連携（生活環境課）
- 相談窓口の常時開設・相談員の配置（こども家庭課）
- 児童虐待防止関係機関等との連携（こども家庭課）
- デートDVの予防啓発（男女共同参画室）
- 女性対象犯罪の被害防止対策（生活環境課）
- 児童・生徒や保護者に対するサイバー犯罪の周知（地域福祉課）

(2) 生涯を通じた心とからだの健康支援

男女がお互いの身体的性差を理解し合い、生涯にわたり健康で快適な生活を送るためには、自らの健康状態を理解し、保持増進に努めていくことが重要です。

女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。女性が生涯を通して健康的な生活を営むことができるよう乳がんの検診受診率、子宮頸がん予防のためのワクチン接種率及び検診受診率の向上を図るなど、女性特有の病気の予防対策を推進します。

出産期には子どもを安心して生み育てることができるよう、母と子の健康支援に関する情報提供や妊娠・出産・育児等についての健康教育、相談活動に取り組み、母子保健サービスの充実を図ります。

また、青少年の性行動が低年齢化している状況を踏まえ、学校と連携した適切な性に関する学習機会を設けるなど、思春期の男女が性に関する正しい知識を身に付けられるよう性教育の充実を図ります。

◇ 主な事業

- 性感染症予防対策（こども家庭課）
- 思春期講演会の開催（男女共同参画室）【再掲】
- 乳がん検診の受診促進（健康推進課）
- 子宮頸がん検診の受診促進（健康推進課）
- 産前・産後のサポート（こども家庭課）
- 産後ケア事業（こども家庭課）
- 助産師による出前講座の実施（まちづくり課）
- 子宮頸がんワクチンの接種勧奨（健康推進課）

(3) 生活上の困難に直面する女性等が安心して暮らせる社会の構築

貧困等生活上の困難に陥ることなく健康で文化的な生活を送るためには、男女共同参画の視点による就業や生活面の環境整備が必要です。女性は男性に比べ、雇用者に占める非正規雇用の割合が高いなど、経済社会における男女が置かれた状況の違いから生活困窮に陥りやすい傾向があります。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響など、様々な事情により生活に困難を抱える女性が安心して生活できるよう実情に沿った支援を行うため関係機関との連携を強化し、気軽に相談できる窓口として認識されるよう相談場所・時間など積極的に周知を図ると共に、相談体制や福祉サービスの充実を図る取組を進めます。

また、貧困の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困の状況にある子どもへの就学援助など、次世代を担う子供が社会生活を円滑に営むことができるよう切れ目のない支援を行うとともに、高齢者や障がい者など、介護や支援が必要な状態になっても自宅や地域で安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

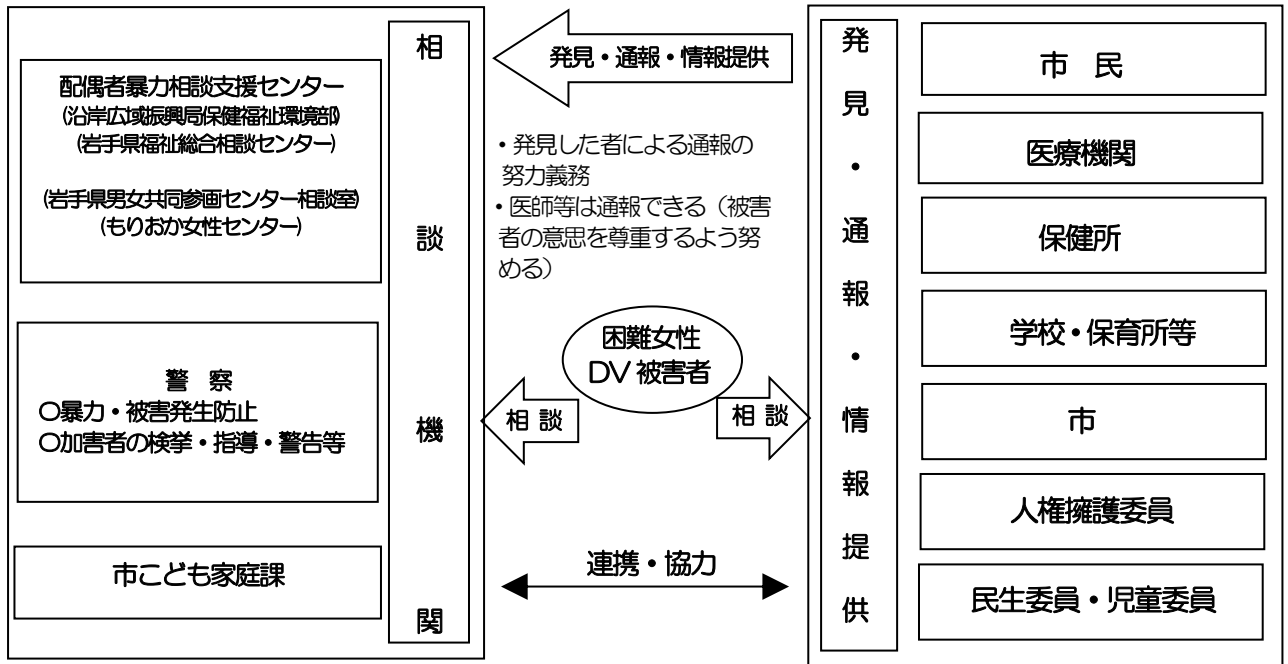
◇ 主な事業

- 障がい者週間の実施（地域福祉課）
- 障がい者への理解の促進（地域福祉課）
- ひとり親家庭等医療費の助成（市民課）
- 障がい者に対する医療費の助成（市民課）
- 法律・消費生活相談の充実（生活環境課）
- 障がい者の自立を支援する組織体制の充実（地域福祉課）
- 障がい者就業・生活支援センターによる障がい者就業の支援（地域福祉課）
- 高齢者に対する在宅福祉サービスの実施（高齢介護福祉課）
- 介護予防事業の実施（地域包括支援センター）
- 家庭生活支援員の派遣手続きの支援（こども家庭課）
- ひとり親家庭等の交流促進・仲間づくりの事業への補助（こども家庭課）
- 児童扶養手当の支給（こども家庭課）
- 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付手続きの支援（こども家庭課）
- 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給（こども家庭課）
- 母子・父子世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の市営住宅入居選考ポイントの加算（都市計画課）
- 児童・生徒就労援助（学校教育課）
- 重層的支援体制整備事業（地域福祉課）※支援制度の縦割りを解消した包括的な相談・支援体制の構築
- 生理の貧困解消に向けた生理用品の配布（男女共同参画室・学校教育課）

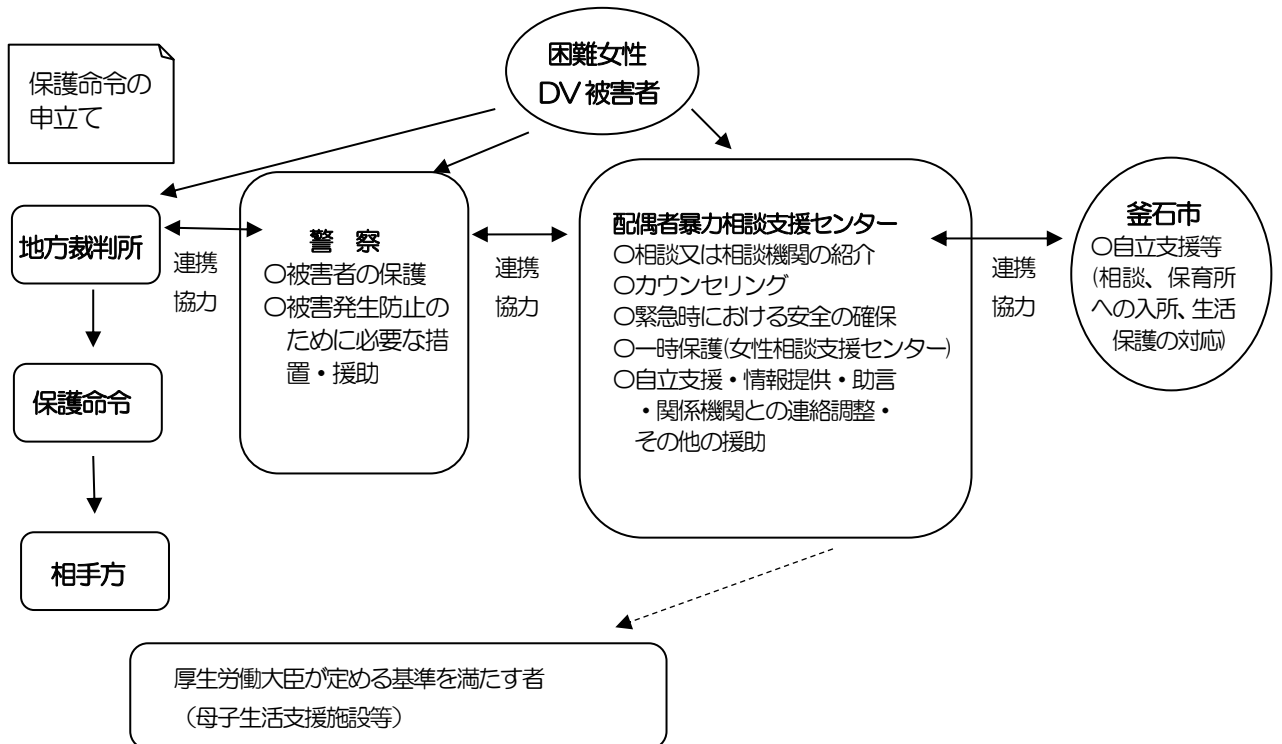
基本目標Ⅲ 指標	単位	現状値 2023	目標値 2028	摘要
DV予防啓発講座の受講者数	人	509	1,000	
乳がんの検診受診者数の割合	%	18.9	20.0	
子宮頸がんの検診受診者数の割合	%	14.1	17.0	
DV相談窓口について「知っている窓口はない」と回答した人の割合	%	34.0	0	

困難女性・DV被害者の相談、保護、自立支援体制フロー

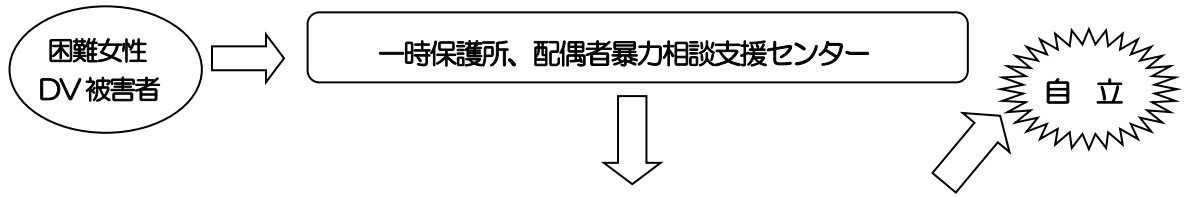
相談



保護



自立支援



ネットワーク							
国	県	沿岸広域振興局	保健所	警察	釜石市	学校等	医療機関
就労 就職 情報提供	公営住宅 就労・就職 情報提供 安全確保	母子寡婦福祉資金 各種手続 就労・就職 情報提供	健康相談 各種手続	安全確保	生活保護 就学・保育 児童扶養手当 各種手続 公営住宅 国保・年金手続	保育 就学 安全確保	医療的ケア 心のケア 安全確保

関係機関

- ・日本司法支援センター（法テラス）
- ・ハローワーク

困難女性・DV相談窓口

相談機関	電話番号	開設日時
釜石市保健福祉部こども家庭課	22-5121	◎月～金 9:15～16:00 (祝日は除く)
釜石警察署	25-0110	毎日24時間対応
※沿岸広域振興局保健福祉環境部	25-2713	◎月～金 8:30～17:00 (祝日は除く)
※女性相談支援センター (岩手県福祉総合相談センター)	019-629-9610	◎月～金 9:00～16:00 (祝日は除く)
	019-652-4152	夜間 17:45～21:40 土日祝 9:00～21:40
※岩手県男女共同参画センター相談室	019-606-1762	水・木 10:00～17:00 金 13:00～20:00 土・日 12:00～15:00
※もりおか女性センター	019-604-3304	月・火・金 10:00～17:00
		水・木 10:00～20:00

※の機関は「配偶者暴力相談支援センター」に指定されています。

職場のハラスメント相談窓口

相談機関	電話番号	開設日時
釜石労働基準監督署 釜石総合労働相談コーナー	23-0651	◎月～金 9:00～12:00 13:00～17:00
岩手労働局総合労働相談コーナー	0120-980-783	◎月～金 9:00～17:00

◎祝日は除く

性犯罪・性暴力被害者支援窓口

相談機関	電話番号	開設日時
はまなすサポートライン	#8891 (はやくワンストップ) (全国共通短縮番号)	24時間対応

※ 各相談窓口の開設日時は変更する場合があります。最新の開設日時はHP等で確認をお願いします。

※困難女性（困難な問題を抱える女性）

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）

DV被害者に加えて、性暴力・性被害にあった女性、生活困窮の母子世帯などが該当すると考えられる

指標一覧

No.	指標	単位	現状値 2023	目標値 2028
基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進				
1	審議会等における女性委員の割合	%	37.7	45.0
2	市職員管理職に占める女性の割合	%	27.2	35.0
3	地域会議における女性構成員の割合	%	14.4	17.0
4	子育て応援企業認定数	件	9	15
5	市職員における男性の育児休暇取得率	%	28.6	100.0
6	女性防災士数	人	123	153
基本目標Ⅱ 誰もが互いに人権を尊重しあえる社会の形成				
7	男女共同参画サポーター認定者数	人	45	58
8	社会通念や慣行で男女が平等だと思う人の割合	%	12.1	30.0
9	性的マイノリティに関する講座の受講者数	人	121	800
基本目標Ⅲ 一人ひとりが安心して生き生きと暮らすことができる環境の整備				
10	DV予防啓発講座の受講者数	人	509	1,000
11	乳がんの検診受診者数の割合	%	18.9	20.0
12	子宮頸がんの検診受診者数の割合	%	14.1	17.0
13	DV相談窓口について「知っている窓口はない」と回答した人の割合	%	34.0	0

※No.1 は条例、規則、要綱により設置された審議会等における女性委員の割合

※No.4・6・7・9・10の目標値は累計値

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 推進体制の充実

この計画を総合的・効果的に推進していくためには、行政はもとより市民、民間企業、各種団体など地域社会が一体になって取り組むことが大切です。

また、男女共同参画施策は広範多岐にわたるため、あらゆる施策を男女共同参画の視点で見直し、市役所内の緊密な調整と連携を図る必要があります。

(1) 釜石市男女共同参画推進協議会

計画の推進が実効性のある取組みとなるよう、市長の附属機関として設置されている「釜石市男女共同参画推進協議会」から意見や提言を受け、施策の充実に努めます。

(2) 釜石市男女共同参画推進会議の充実

市役所内の連携を図り、計画を総合的かつ効果的に推進するため、関係課等の部課長で構成する「釜石市男女共同参画推進会議」の充実に努めます。

(3) 市民、企業、各種団体との連携

学習機会や情報の提供に努め、男女共同参画についての理解と相互協力のもと、男女共同参画社会を目指した取組みを推進します。

(4) 行政関係機関との連携

国、県等の行政機関や他の市町村との情報交換や相互協力のもと、計画を推進していきます。

2 計画の進捗管理

この計画を実効性あるものにするため、施策の進捗状況を定期的に把握し、評価することが必要であるため、釜石市男女共同参画推進会議や釜石市男女共同参画推進協議会において、計画の進捗状況について公表し、提案された意見を取り入れながら計画に示す基本理念の実現を目指します。

かまいし男女共同参画
推進プラン改定に関する
市民意識調査報告書

I 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、現在の「かまいし男女共同参画推進プラン2019」の策定から5年が経過し、令和5年度に計画期間満了を迎えるにあたり、市民の意識の変化や実態・ニーズを把握し、次期プランの基礎資料とするため意識調査を実施した。

2 実施主体

釜石市総務企画部総合政策課男女共同参画室

3 調査項目

- ①回答者自身について
- ②男女の役割分担と男女共同参画の意識について
- ③仕事について
- ④配偶者・パートナー間における暴力について
- ⑤防災について
- ⑥性的マイノリティについて
- ⑦その他

4 調査の設計

- ①調査地域 市内全域
- ②調査対象 市内に居住する満18歳以上80歳未満の男女
- ③標本数 1,200人(釜石市の人口構成を考慮した年代・男女別)

	男性	女性
18～29歳	100人	70人
30～39歳	120人	60人
40～49歳	110人	100人
50～59歳	150人	80人
60～69歳	110人	90人
70～79歳	100人	110人
計	690人	510人

- ④抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- ⑤調査方法 郵送による調査票配布・郵送による回収
- ⑥調査期間 令和4年12月2日から令和4年12月16日

5 回収結果

区分	標本数	回収数	回収率
男性	690	203	29.4%
女性	510	219	42.9%
その他	-	-	-
無回答	-	-	-
総数	1,200	422	35.2%

6 集計結果について

- 集計にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、回答の構成率の合計が100%をとらない場合がある。
- 回答の比率が、各設問に対する回答者数を基礎として算出しているため、複数回答を許す設問については、回答の比率が100%を超える場合がある。

7 調査の回答者

問1 性別

区分	人数	構成率
1 男性	203	48.1%
2 女性	219	51.9%
3 その他	-	-
無回答	-	-
総数	422	100.0%

問2 年齢

	男性	女性	総数	構成率
1 29歳以下	7	15	22	5.2%
2 30歳代	21	25	46	10.9%
3 40歳代	26	39	65	15.4%
4 50歳代	44	27	71	16.8%
5 60歳代	53	52	105	24.9%
6 70歳以上	52	61	113	26.8%
無回答	-	-	-	-
合計	203	219	422	100.0%

問3 配偶者関係

	男性	女性	総数	構成率
1 未婚	50	37	87	20.6%
2 既婚(事実婚を含む)	144	145	289	68.2%
3 離別(離婚・死別)	8	35	43	10.2%
無回答	1	2	3	0.7%
合計	203	219	422	100.0%

問4 職業

	男性	女性	総数	構成率
1 会社員・団体職員	81	51	132	31.3%
2 公務員	24	9	33	7.8%
3 自営業(農林漁業、商工業)	17	7	24	5.7%
4 パート・アルバイト	16	42	58	13.7%
5 家族従事者	0	12	12	2.8%
6 学生	1	3	4	0.9%
7 無職	57	87	144	34.1%
8 その他	7	4	11	2.6%
無回答	0	4	4	0.9%
合計	203	219	422	100.0%

【その他】

主婦2人、嘱託1人、写真関係1人、建設業1人、派遣1人、未記入5人

問5 世帯構成

	男性	女性	その他	総数
1 単身世帯(ひとり暮らし)	25	22	47	11.1%
2 夫婦(カップル)のみ	62	60	122	28.9%
3 二世帯同居(親と自分)	48	44	92	21.8%
4 二世帯同居(自分と子ども)	45	65	110	26.1%
5 三世帯同居(親と自分と子ども)	11	13	24	5.7%
6 三世帯同居(自分と子どもと孫)	6	7	13	3.1%
7 その他	6	5	11	2.6%
無回答	0	3	3	0.7%
合計	203	219	422	100.0%

【その他】

三世帯同居(祖父母と親と自分)4人、四世代同居3人、きょうだい2人、未記入2人

問6 同居の高齢者

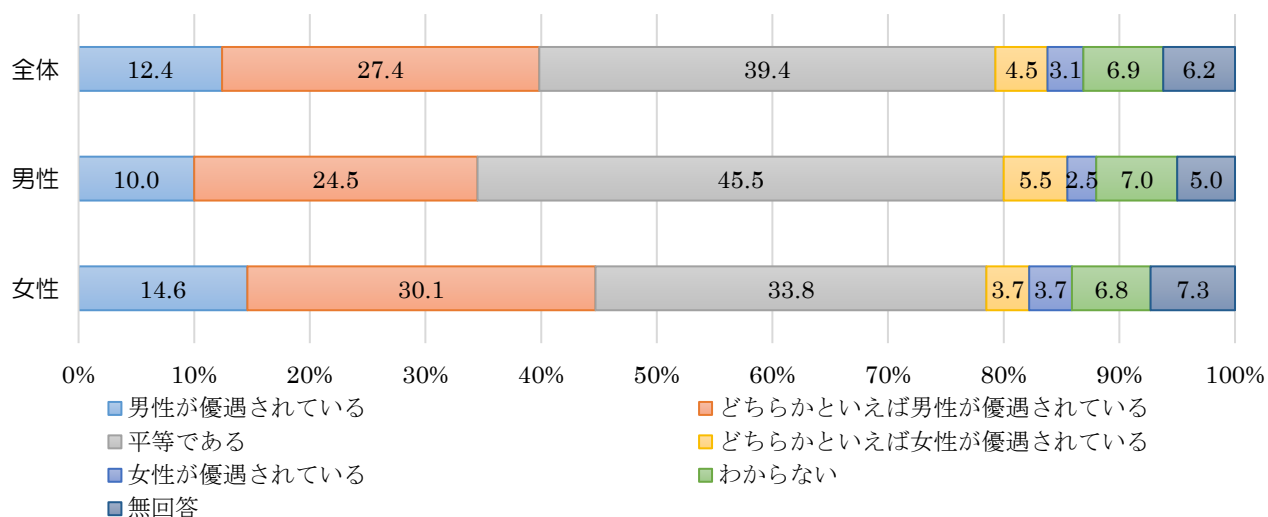
	男性	女性	総数	構成率
1 いない	94	106	200	47.4%
2 いる(介護の必要なし)	81	82	163	38.6%
3 いる(介護の必要があり、介護サービスを利用)	23	21	44	10.4%
4 いる(介護の必要があるが、介護サービスは利用していない)	4	7	11	2.6%
無回答	1	3	4	0.9%
合計	203	219	422	100.0%

Ⅱ調査の分析の結果

○男女の役割分担と男女共同参画の意識について

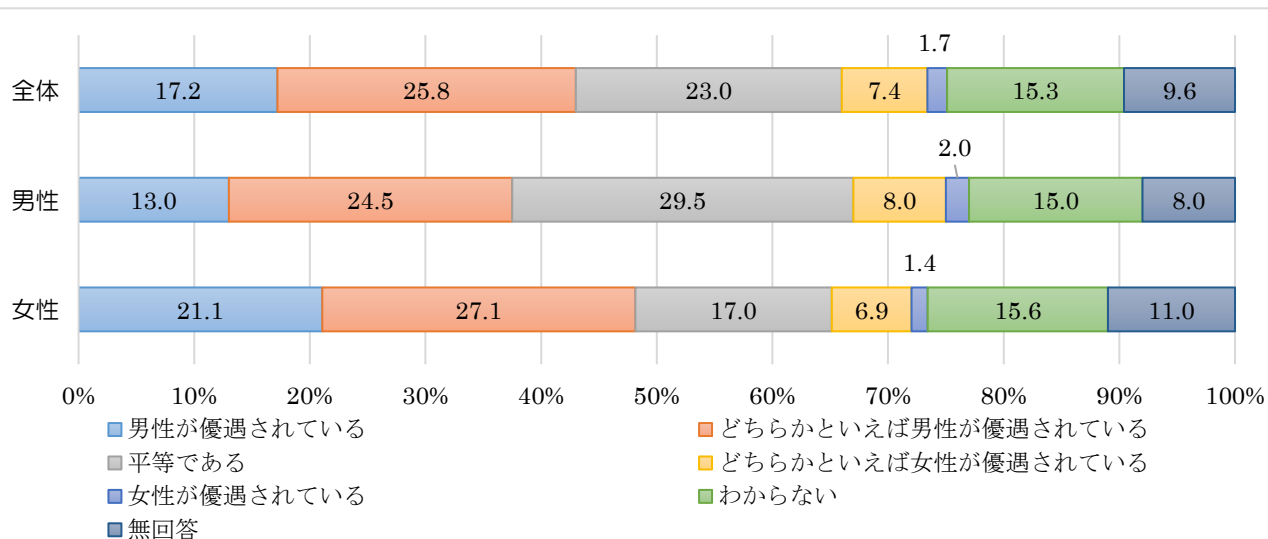
問7 次に挙げる分野について、あなたの周りでは男女は平等になっていると思いますか。

ア 家庭において



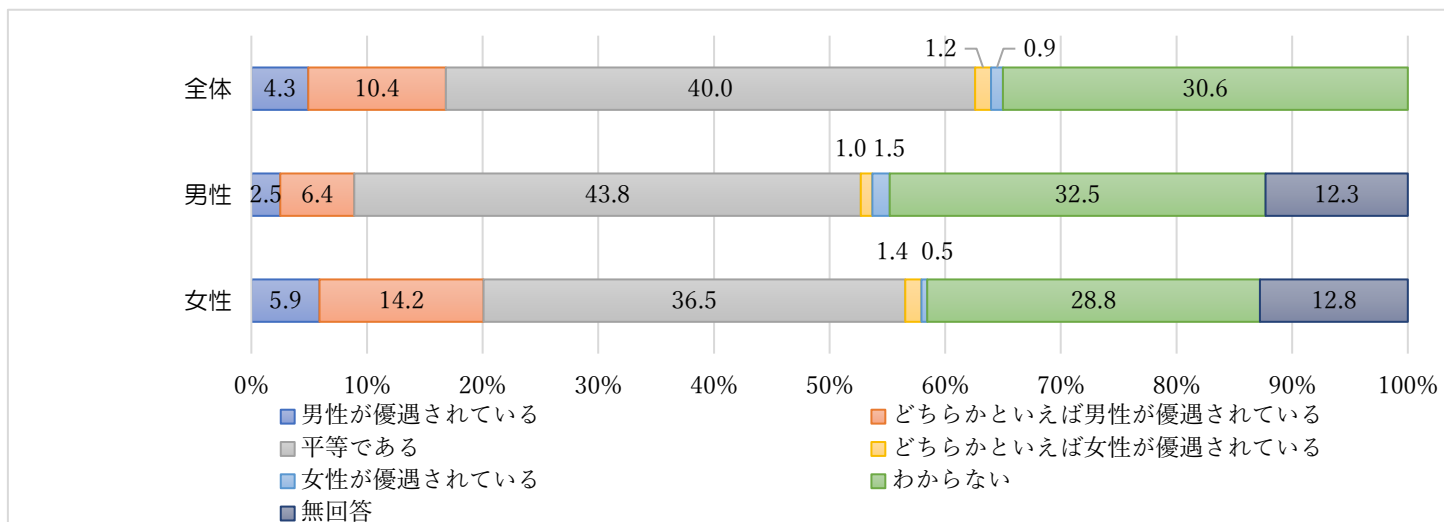
○「平等である」と回答した方は、“男性”が45.5%、“女性”は33.8%であり、“男性”の方が“女性”より11.7%高い結果となっています。

イ 職場において



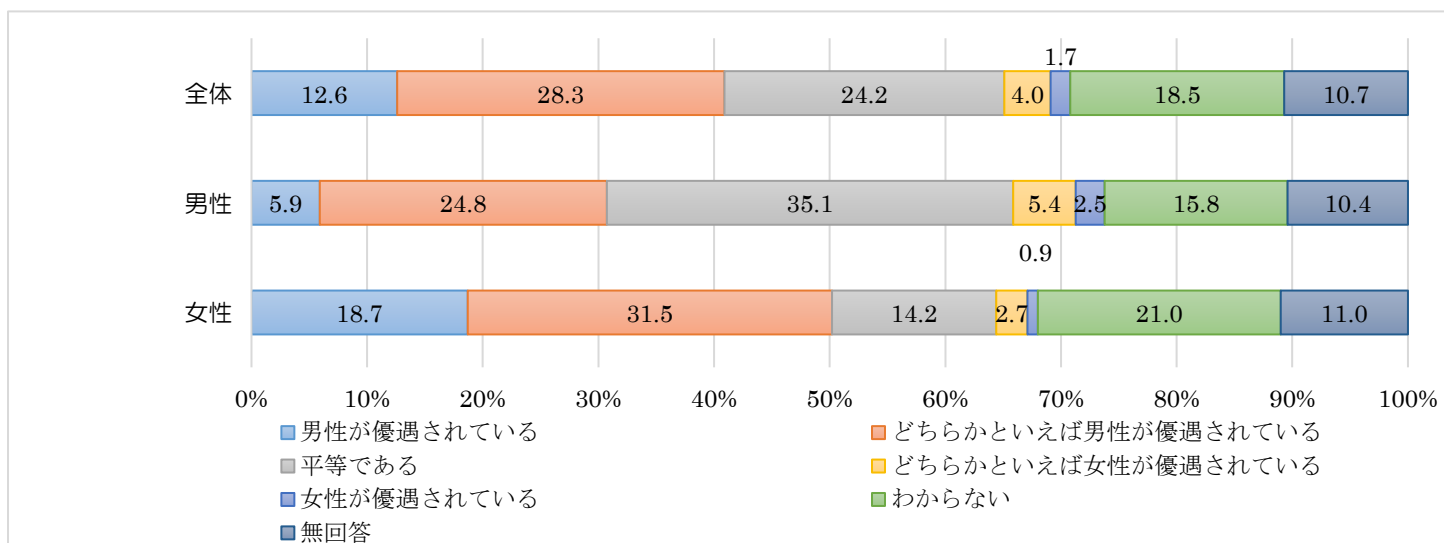
○「平等である」と回答した方は、“男性”が29.5%、“女性”は17.0%であり、“男性”の方が“女性”より12.5%高い結果となっています。

ウ 学校教育の場において



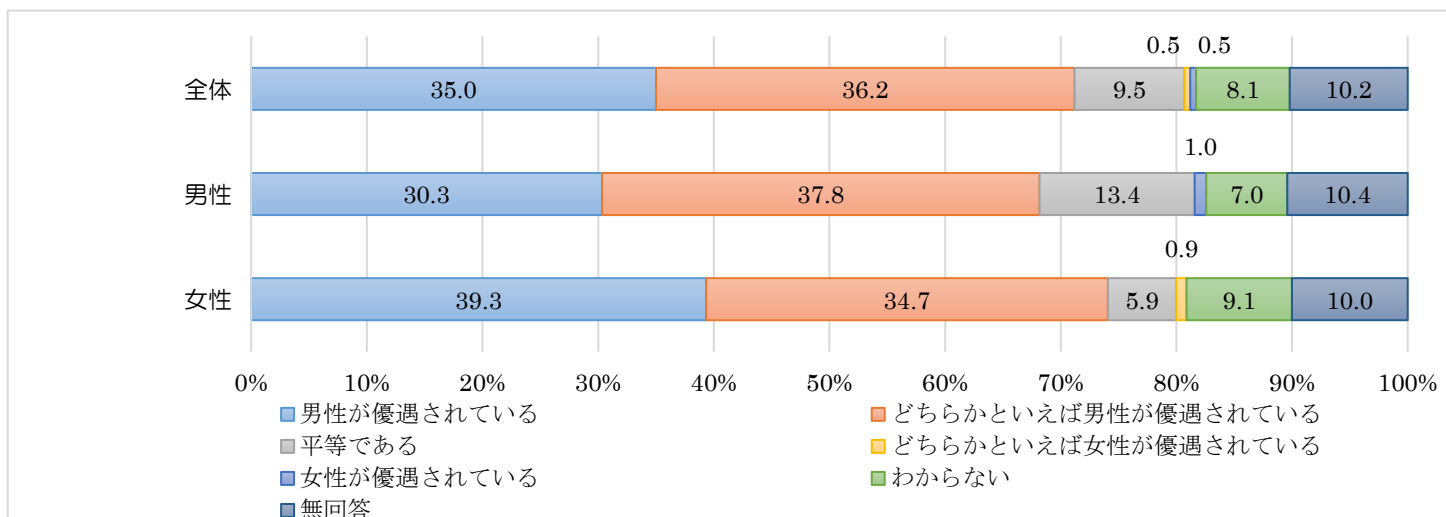
○「平等である」と回答した方は、“男性”が43.8%、“女性”は36.5%であり、“男性”の方が“女性”より7.3%高い結果となっています。

エ 法律や制度において



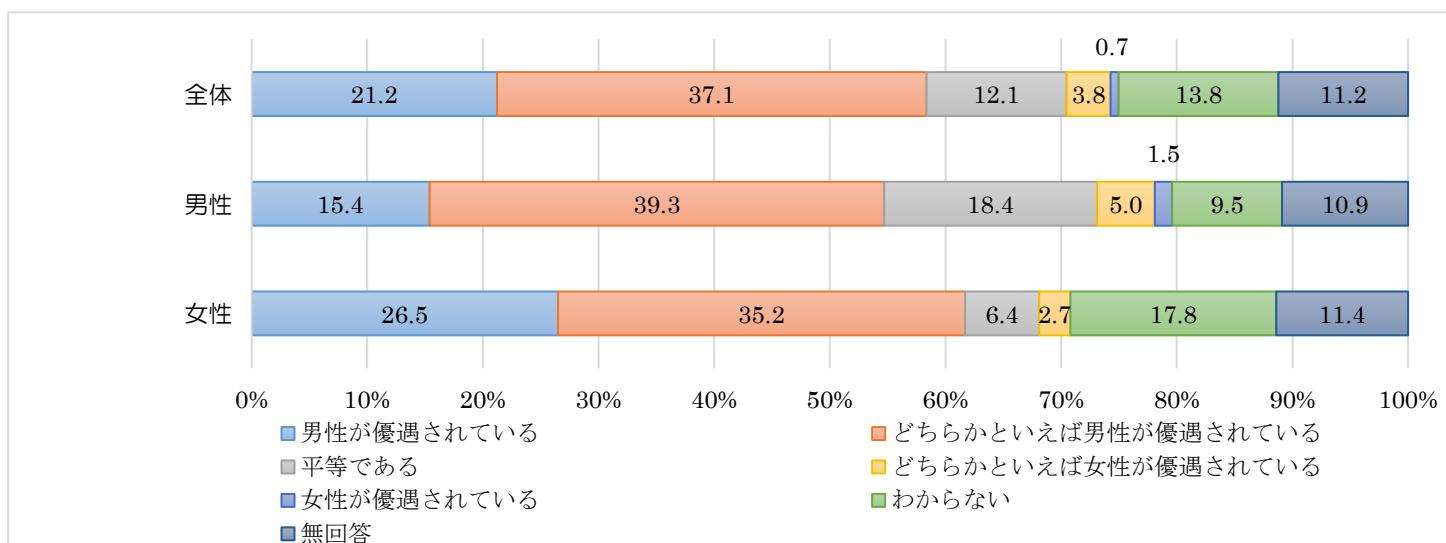
○「平等である」と回答した方は、“男性”が35.1%、“女性”は14.2%であり、“男性”の方が“女性”より20.9%高い結果となっています。

オ 政治において



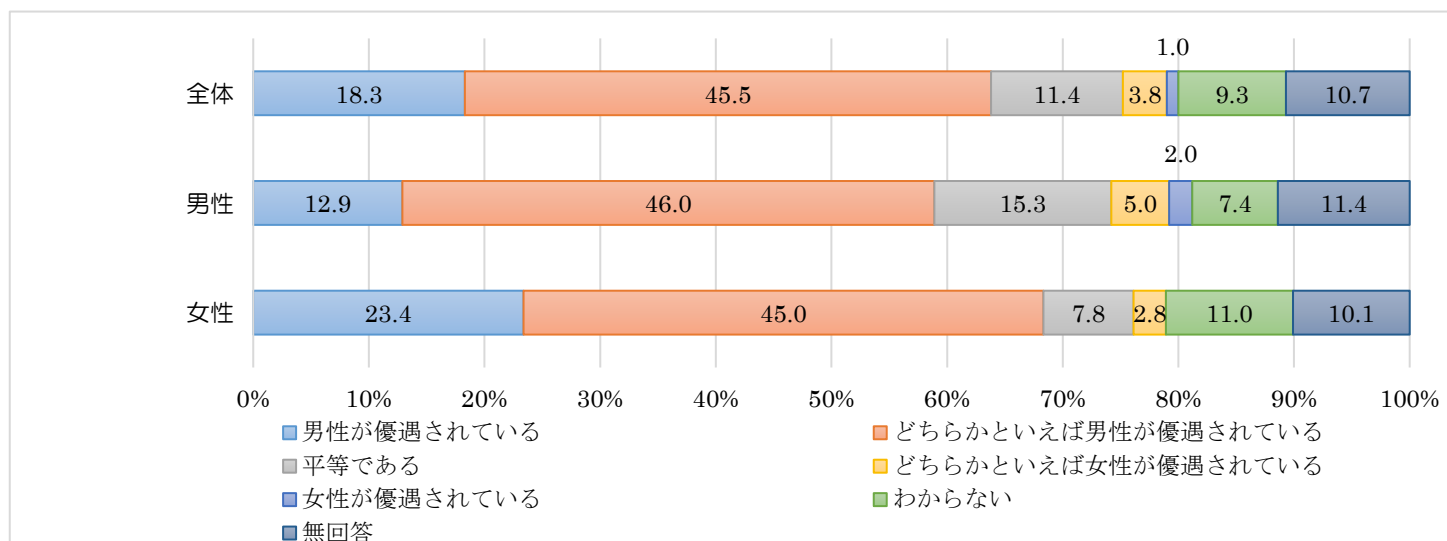
○「平等である」と回答した方は、“男性”が13.4%、“女性”は5.9%であり“男性”の方が“女性”より7.5%高い結果となっています。

カ 社会通念や慣行において



○「平等である」と回答した方は、“男性”が18.4%、“女性”は6.4%であり、“男性”の方が“女性”より12.0%高い結果となっています。

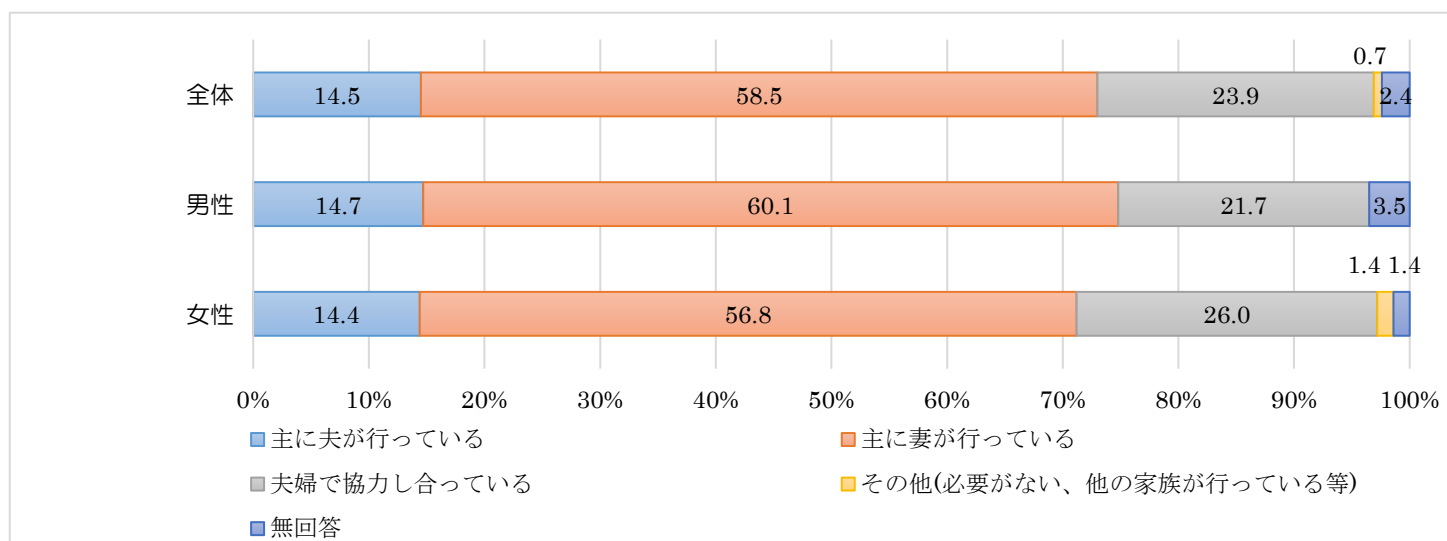
キ 社会全体において



○「平等である」と回答した方は、「男性」が15.3%、「女性」は7.8%であり、「男性」が「女性」より7.5%高い結果となっています。

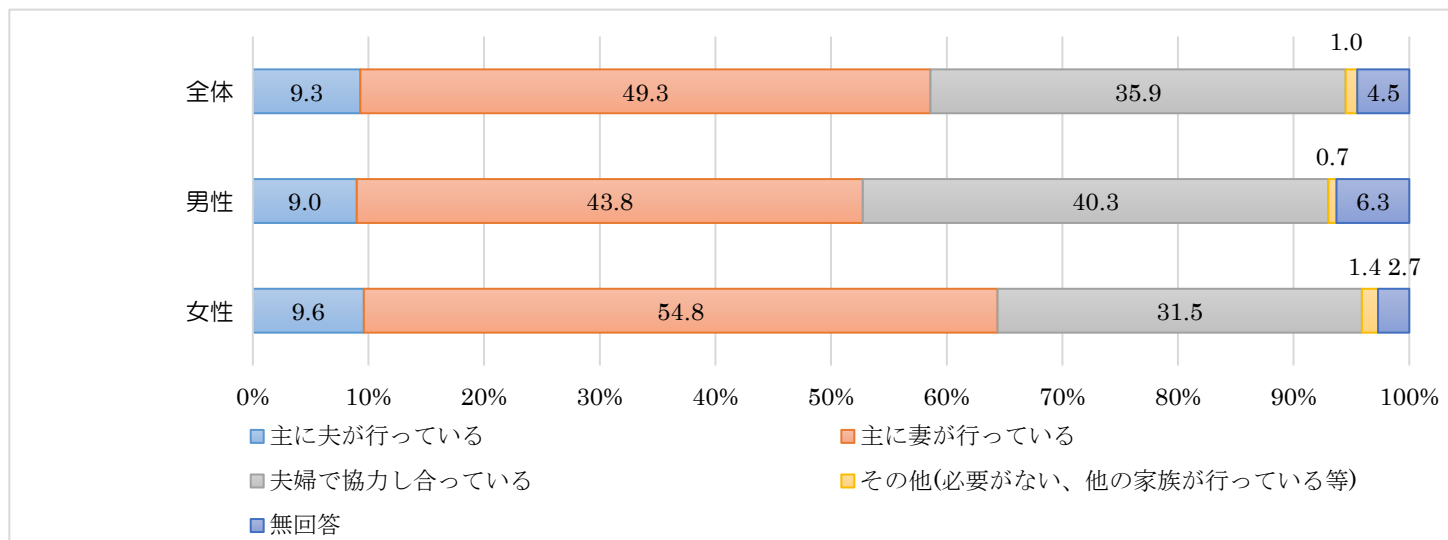
問8 あなたの家庭で次の項目の家事などを主に誰が行っていますか。(問3で「2. 既婚(事実婚を含む)」と回答した方のみ)

ア 家計全体のやりくり



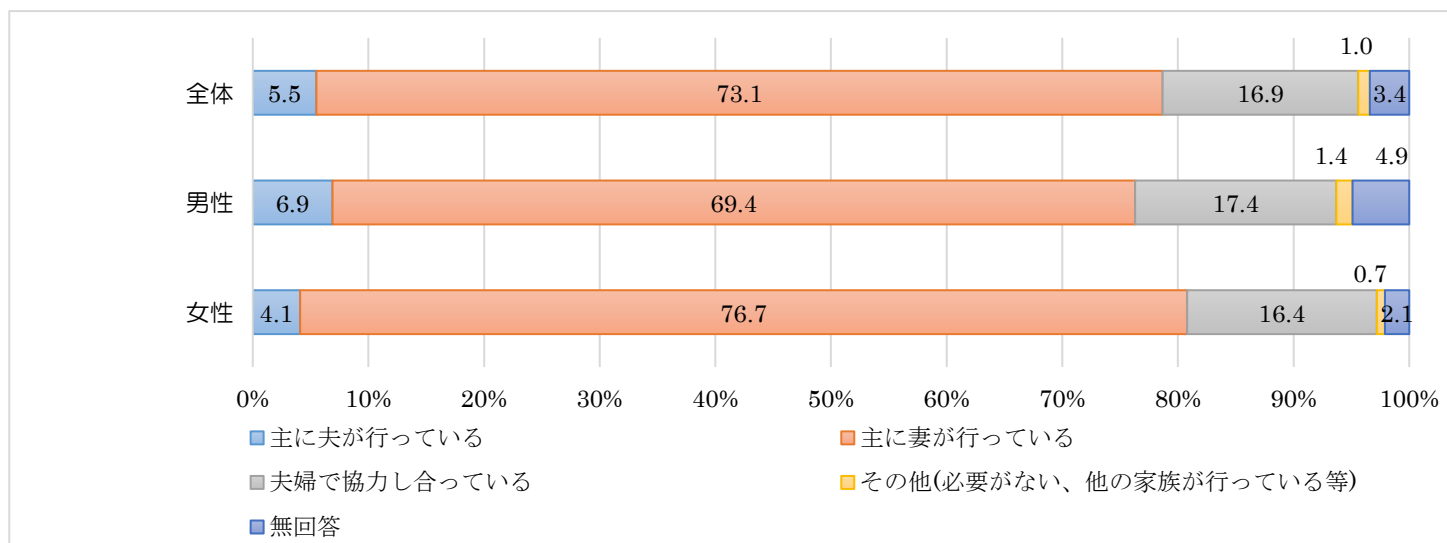
○男女ともに「主に妻が行っている」と回答した方が最も多くおよそ6割を占めています。

イ 日常の買い物



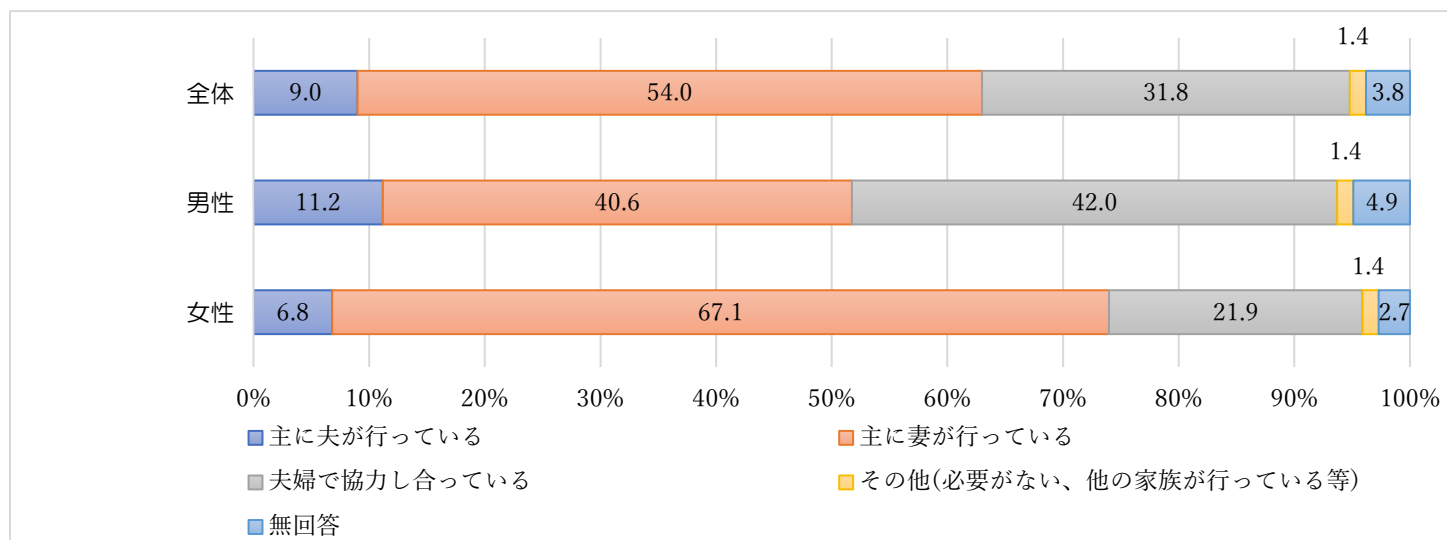
○男女ともに最も多かった回答は、「主に妻が行っている」となりました。
 「主に妻が行っている」と回答した方の割合は、“女性”の方が、“男性”より11.0%高く男女間の認識に差があることがわかります。

ウ 食事の支度



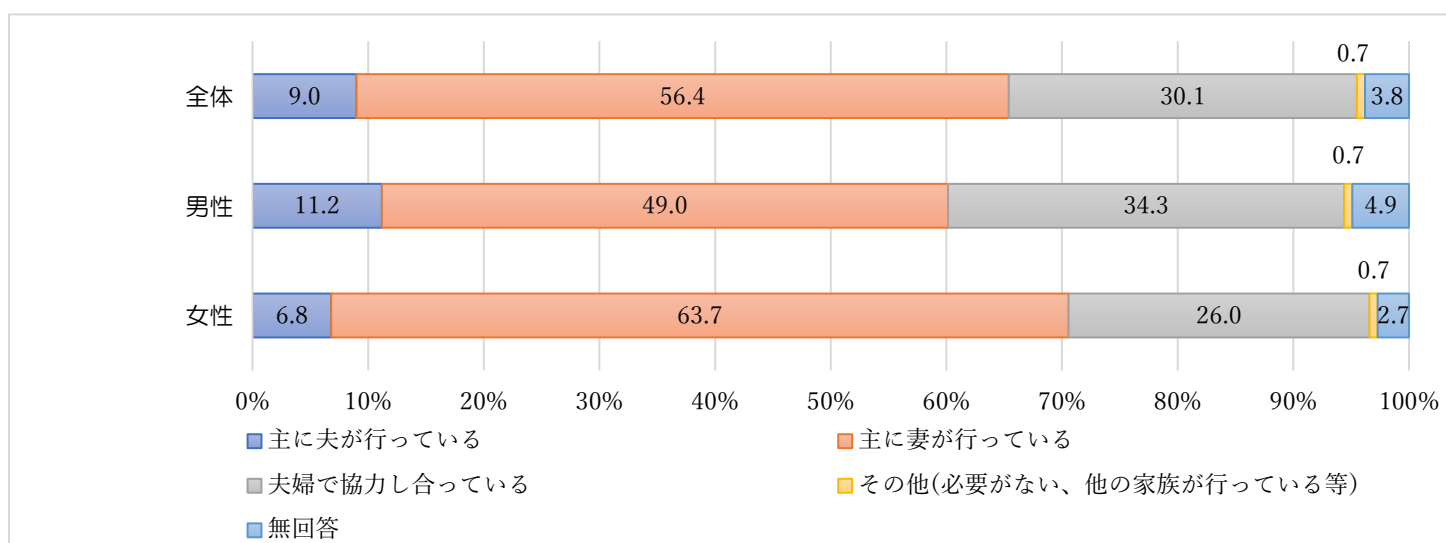
○男女ともに「主に妻が行っている」と回答した方が最も多くおよそ7割を占めています。

エ 食事の後片付け



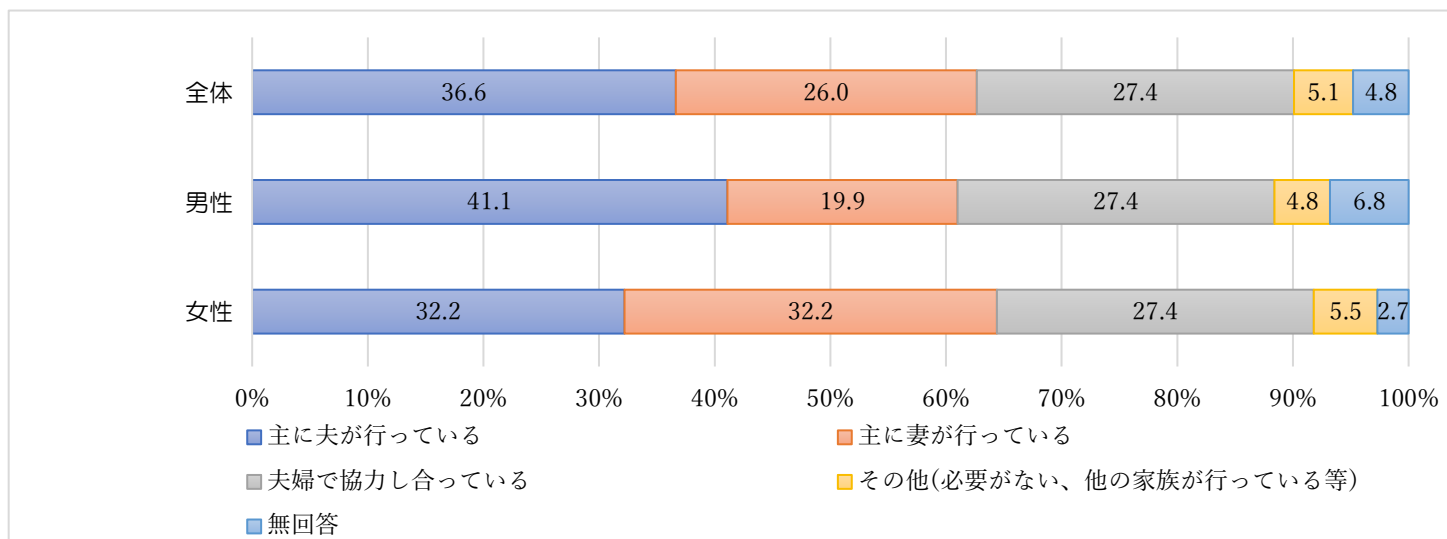
○最も多かった回答は、“男性”では、「夫婦で協力し合っている」、 “女性”では、「主に妻が行っている」となり、男女間の認識に差があることがわかります。

オ 家の中の掃除



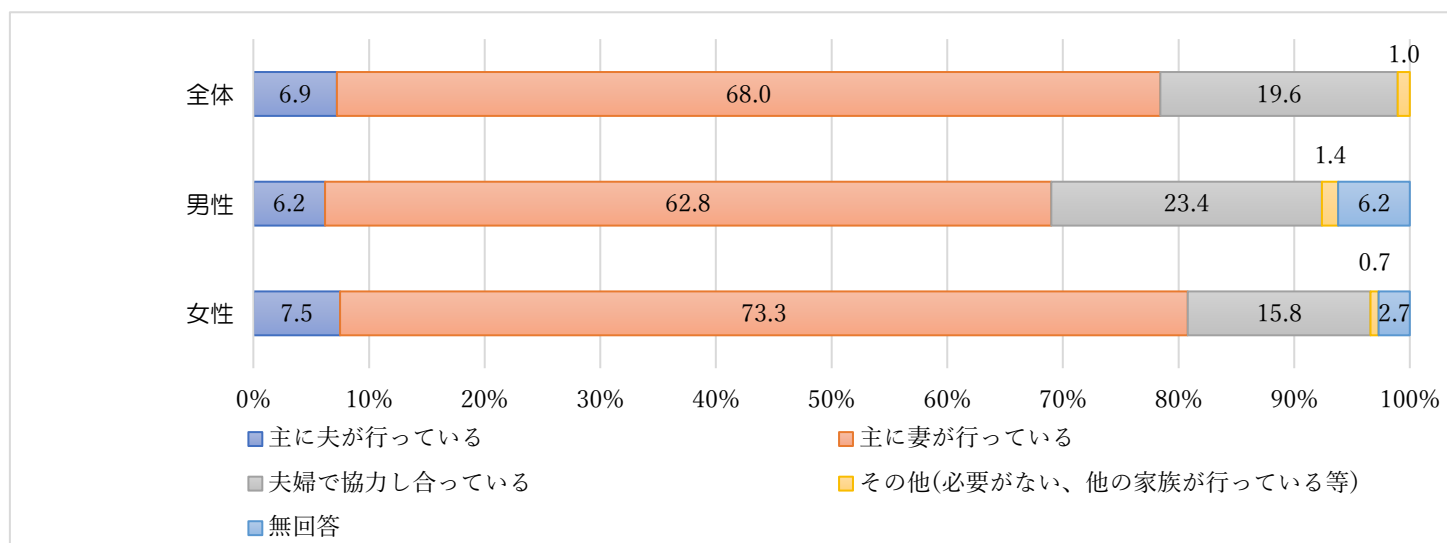
○男女ともに最も多かった回答は、「主に妻が行っている」となりました。「主に妻が行っている」と回答した方の割合は、“女性”の方が、“男性”より14.7%高く男女間の認識に差があることがわかります。

カ 外回りや庭などの掃除



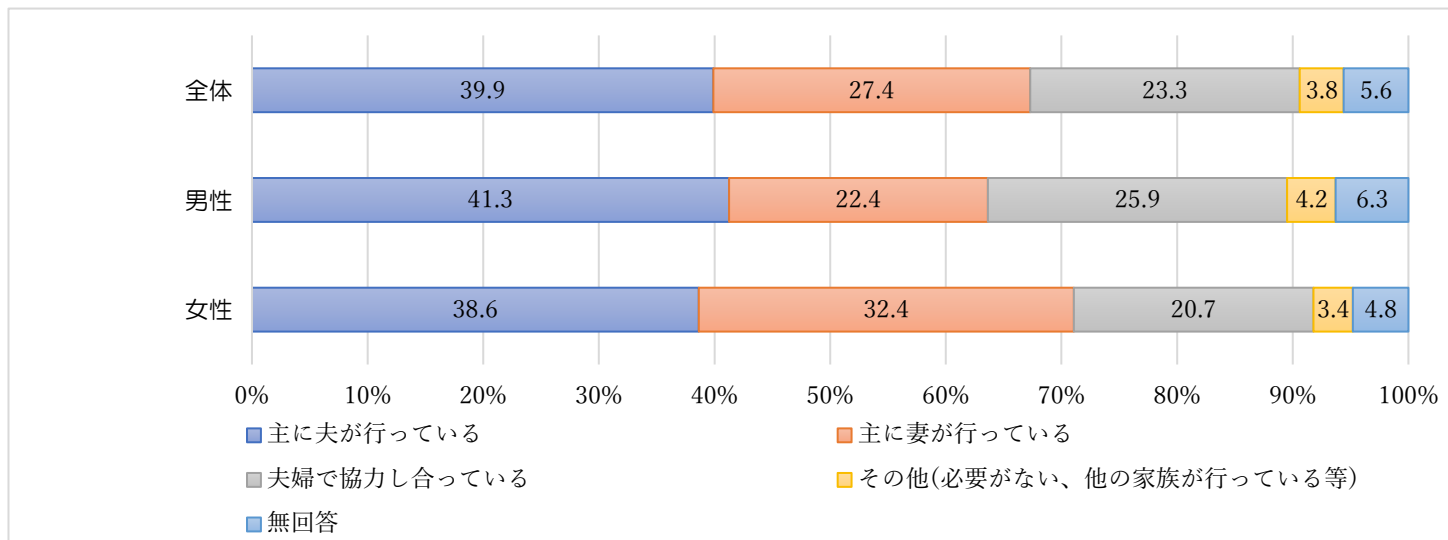
○最も多かった回答は、“男性”では、「主に夫が行っている」となりました。女性では、「主に夫が行っている」と「主に妻が行っている」と回答した方は、同数となり、男女間の認識に差があることがわかります。

キ 洗濯



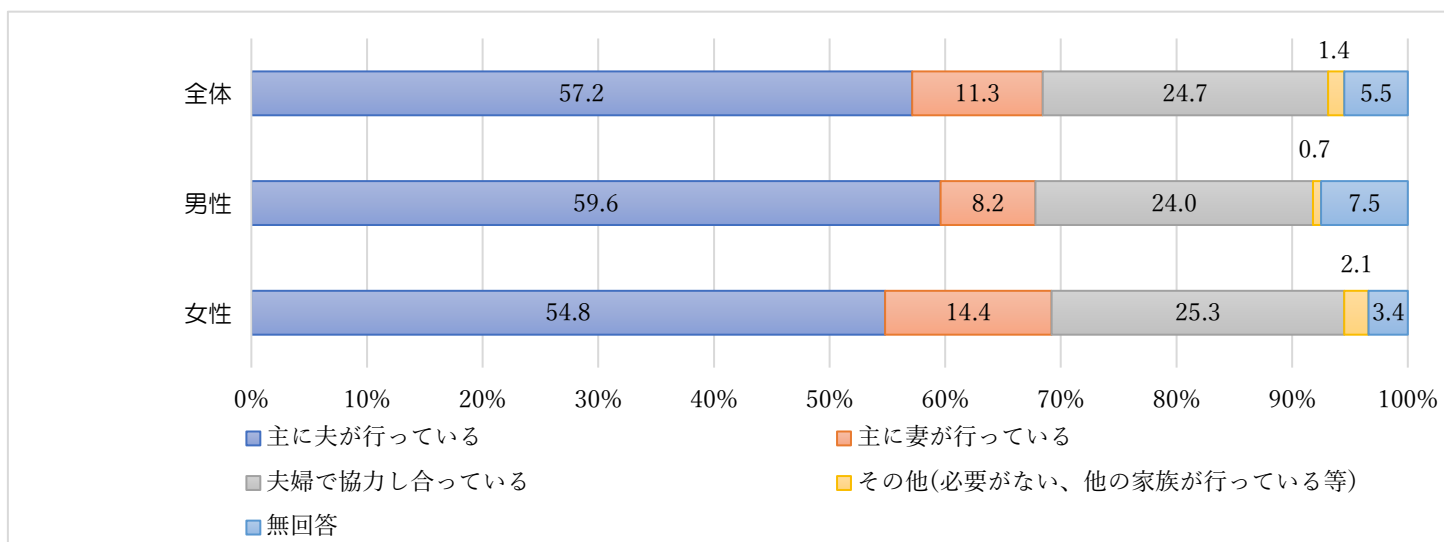
○男女ともに最も多かった回答は、「主に妻が行っている」となりました。「主に妻が行っている」と回答した方の割合は、“女性”の方が、“男性”より10.5%高く、男女間の認識に差があることがわかります。

ク ごみ出し



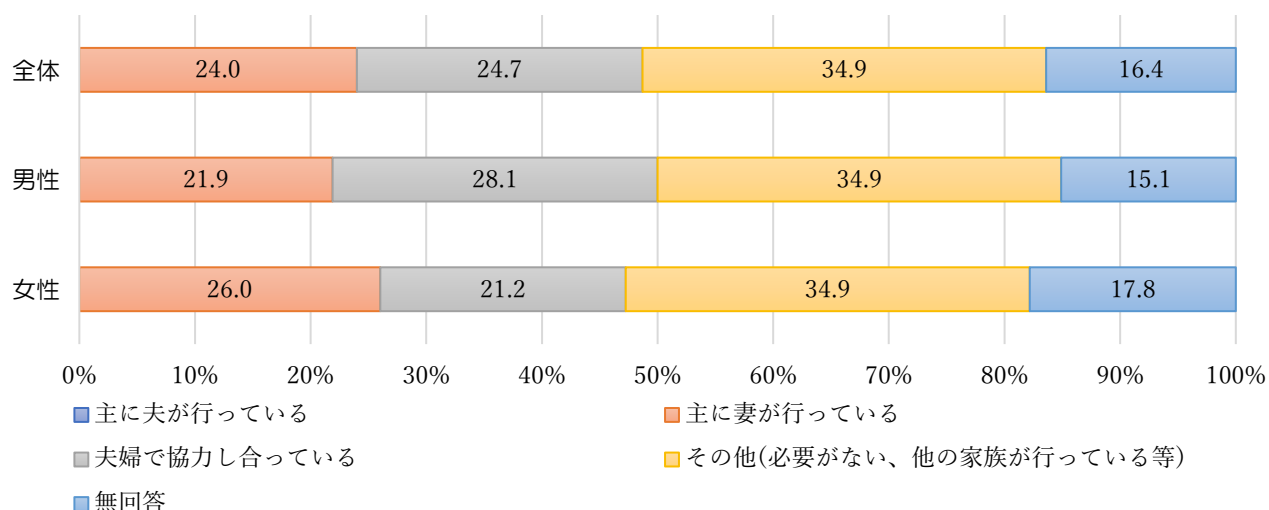
○男女ともに「主に夫が行っている」と回答した方が最も多く、およそ4割を占めています。

ケ 住宅や車などの維持管理



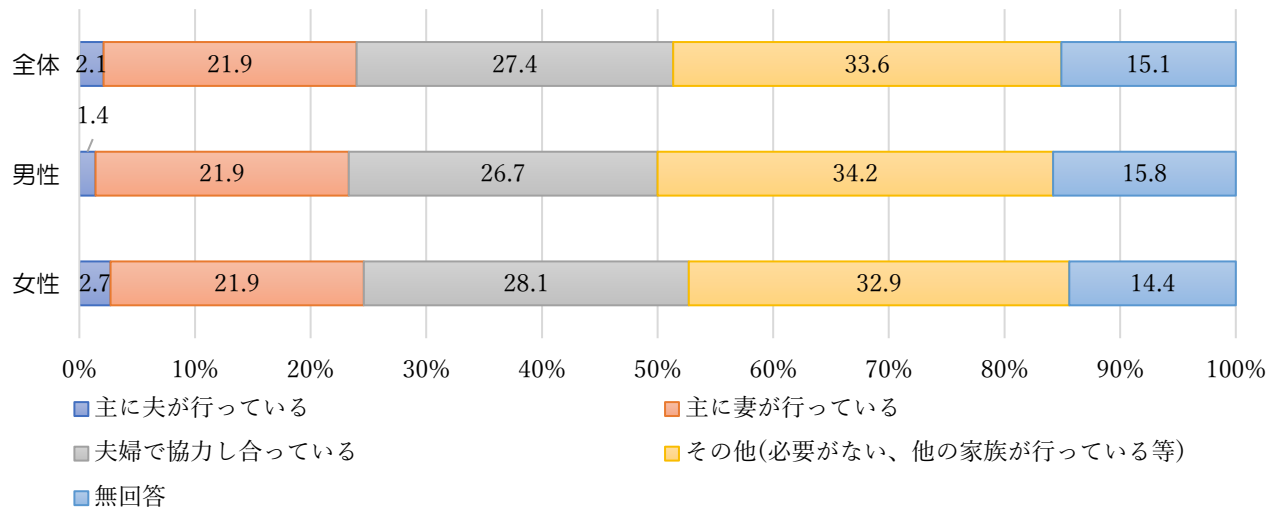
○男女ともに「主に夫が行っている」と回答した方が最も多く、半数以上を占めています。

コ 子どもの世話



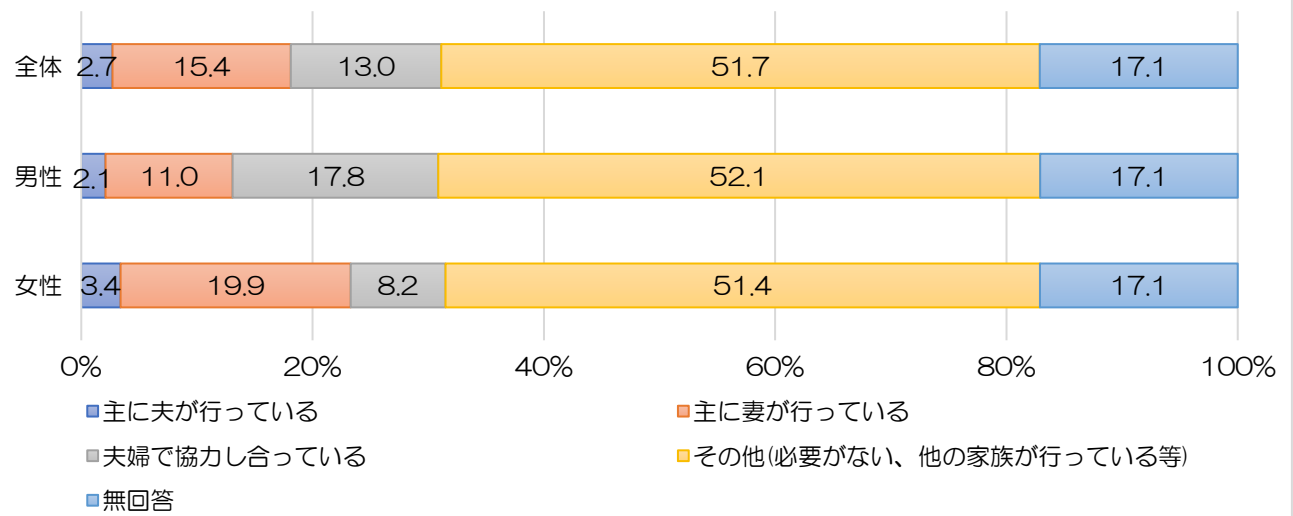
○「その他(必要がない、他の家族が行っている等)」と回答した方を除くと、最も多かった回答は、“男性”では、「夫婦で協力し合っている」、「女性」では、「主に妻が行っている」となり、男女間の認識に差があることがわかります。

サ 子どもの教育



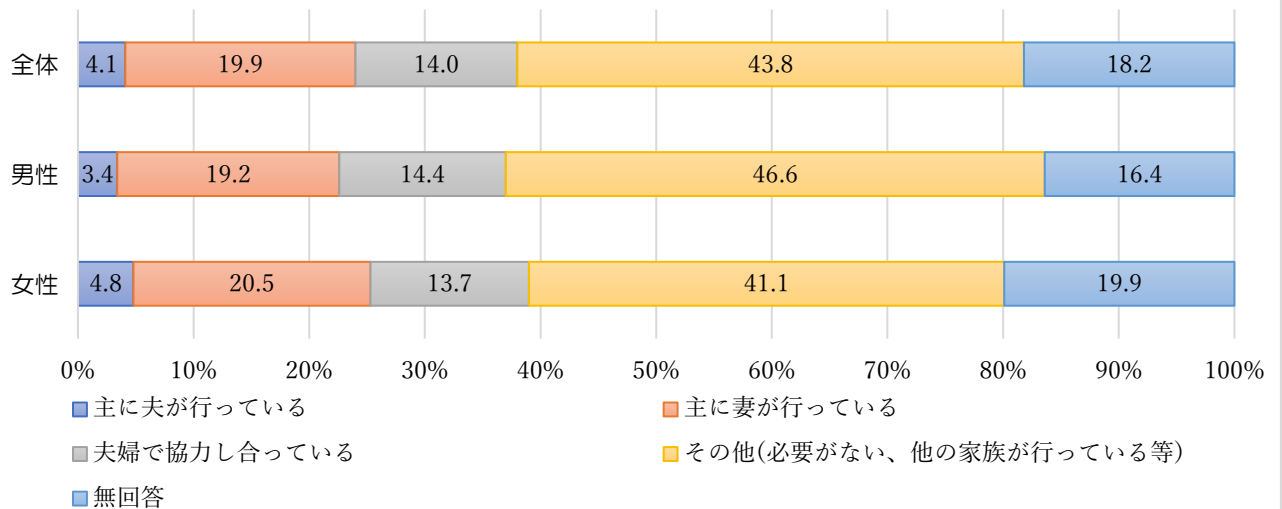
○「その他(必要がない、他の家族が行っている等)」と回答した方を除くと、最も多かった回答は、男女ともに「夫婦で協力し合っている」となりました。

シ 高齢者の世話や介護



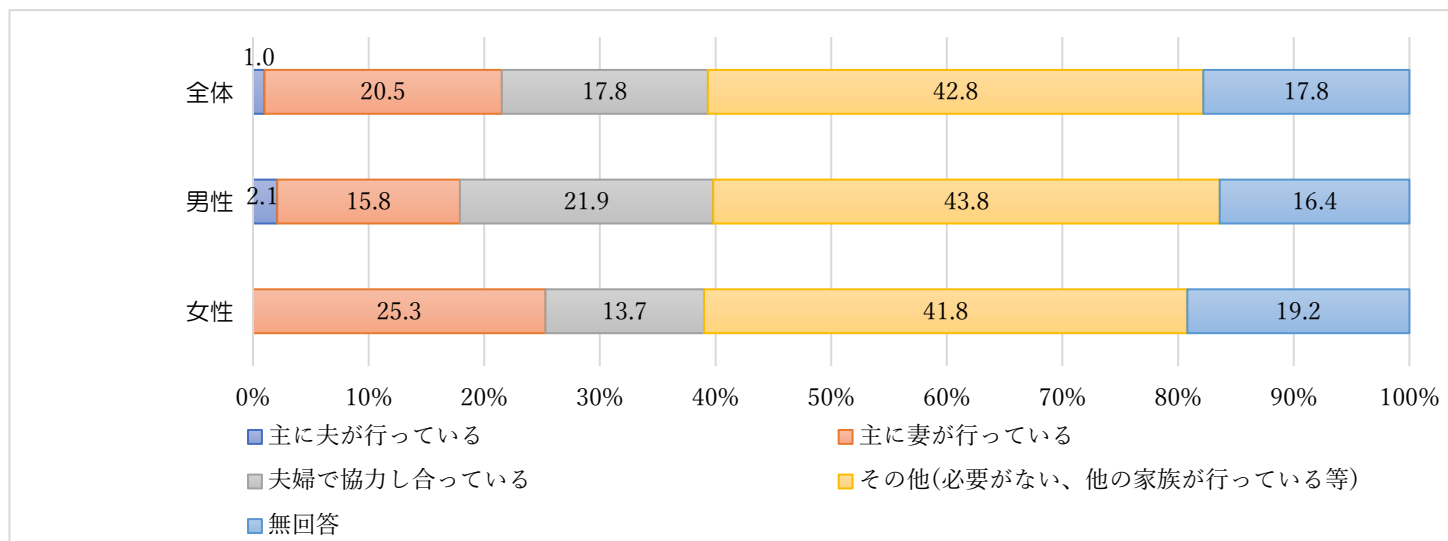
○「その他(必要がない、他の家族が行っている等)」と回答した方を除くと、最も多かった回答は、“男性”では、「夫婦で協力し合っている」、「女性”では、「主に妻が行っている」となり、男女間の認識に差があることがわかります。

ス 学校や保育園などの送迎



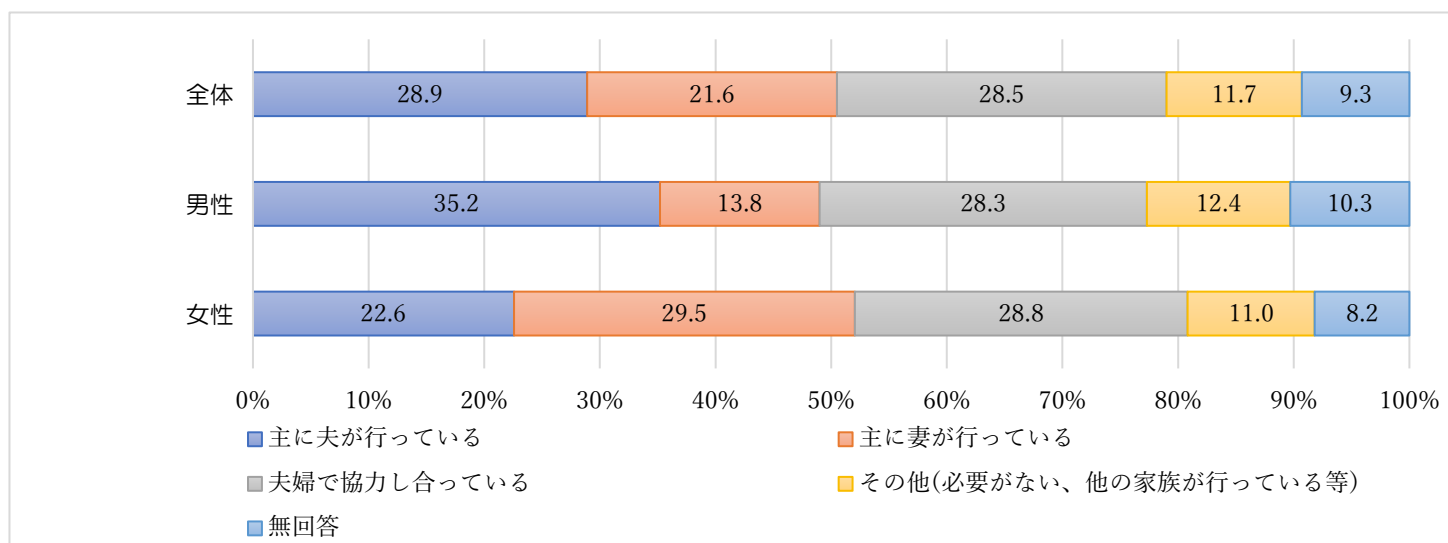
○「その他(必要がない、他の家族が行っている等)」と回答した方を除くと、最も多かった回答は、男女ともに「主に妻が行っている」となりました。

セ 学校行事への参加



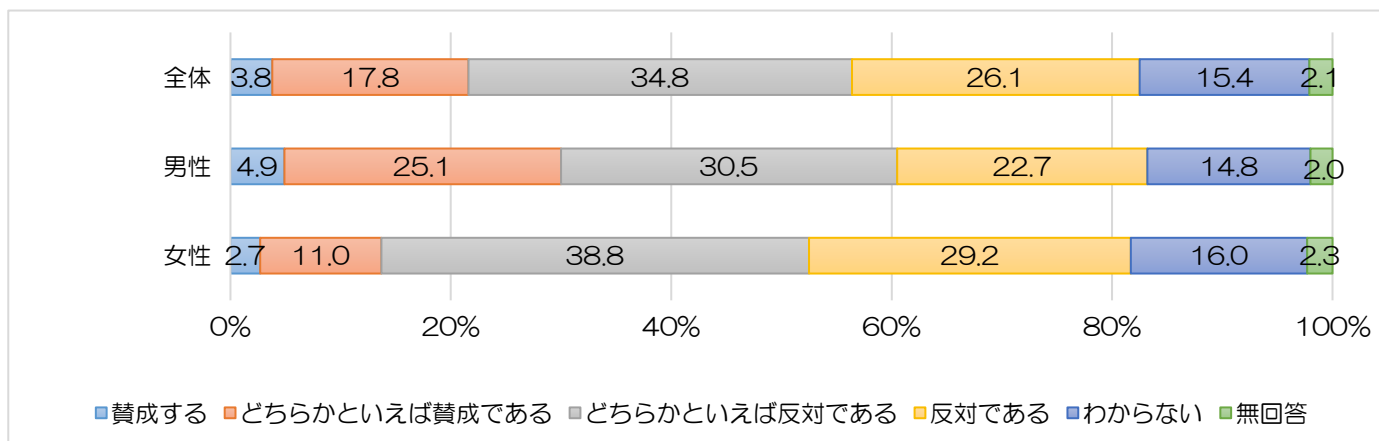
○「その他(必要がない、他の家族が行っている等)」と回答した方を除くと、最も多かった回答は、“男性”では、「夫婦で協力している」、「女性”では、「主に妻が行っている」となり、男女間の認識に差があることがわかります。

ソ 地域活動



○最も多かった回答は、“男性”では、「主に夫が行っている」、「女性”では、「主に妻が行っている」となっており、男女間で認識の差があることがわかります。

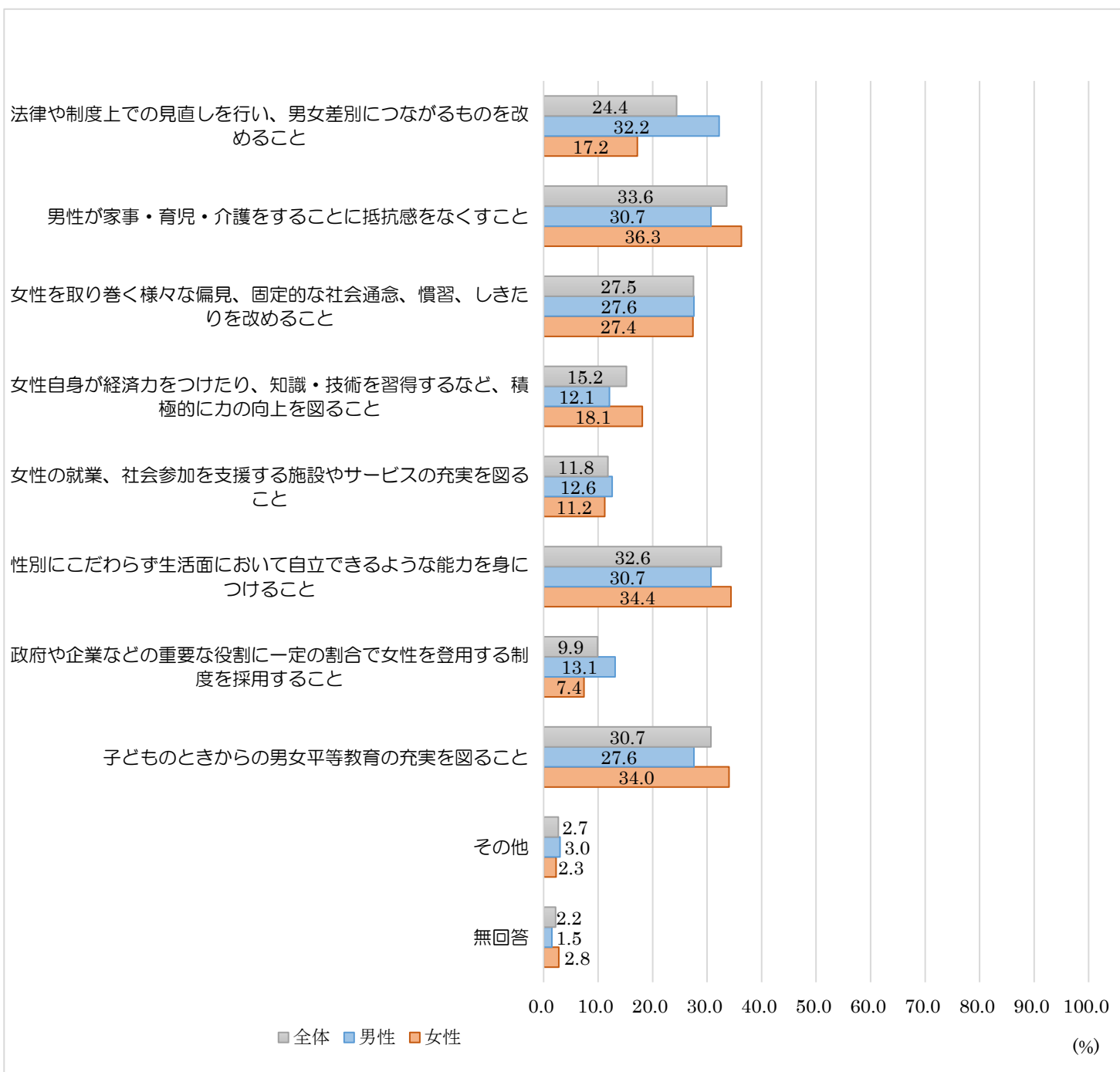
問9 「男は仕事、女は家事や育児」という考え方について、どう思いますか。



○「男は仕事、女は家事や育児」という考え方について反対の回答者が賛成の回答者のおよそ3倍を占めています。

性別で見ると、「賛成」、「どちらかといえば賛成である」は、「男性」では、30.0%、「女性」では、13.7%となり「男性」の方が16.3%高い結果となっています。また、「反対」、「どちらかといえば反対である」は、「男性」では、53.2%、「女性」では68.0%となり、「女性」の方が14.8%高い結果となっています。

問10 今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために、何が重要であると思いますか。
(2つまで)

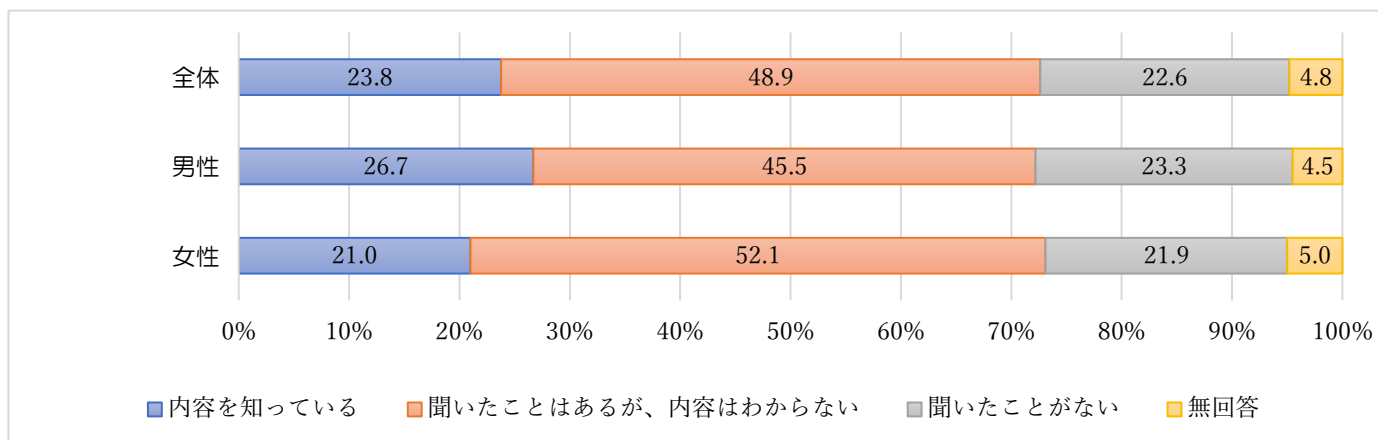


○性別で見ると、“男性”で最も高いのは、「法律や制度上の見直しを行い、男女差別につながるものを改めること」で32.2%となっています。

“女性”で最も高いのは、「男性が家事・育児・介護をすることに抵抗感をなくすこと」で36.3%となっています。

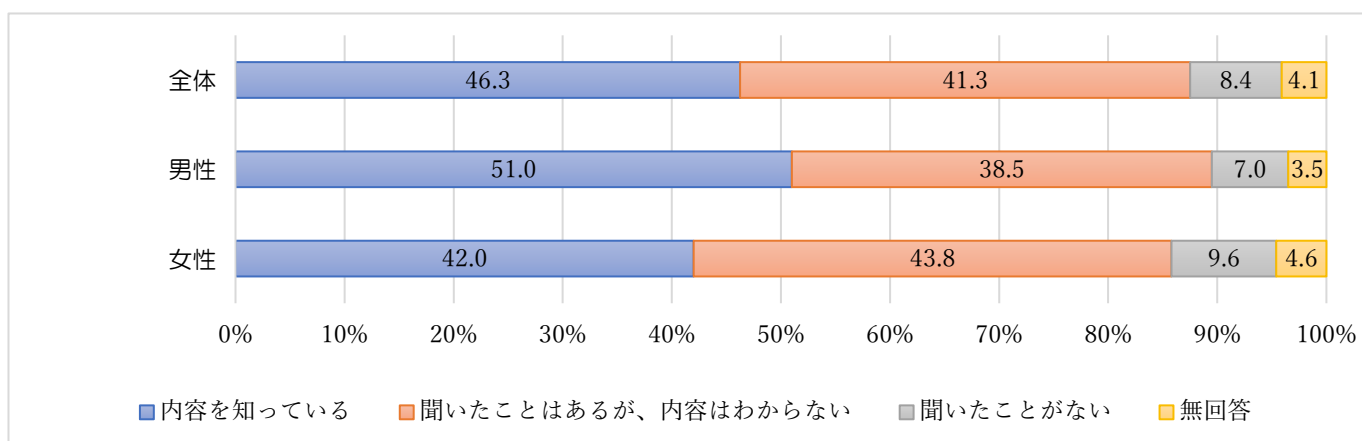
問11 あなたは男女共同参画に関する以下の言葉について知っているまたは聞いたことがあるもの
はありますか。

ア 男女共同参画社会



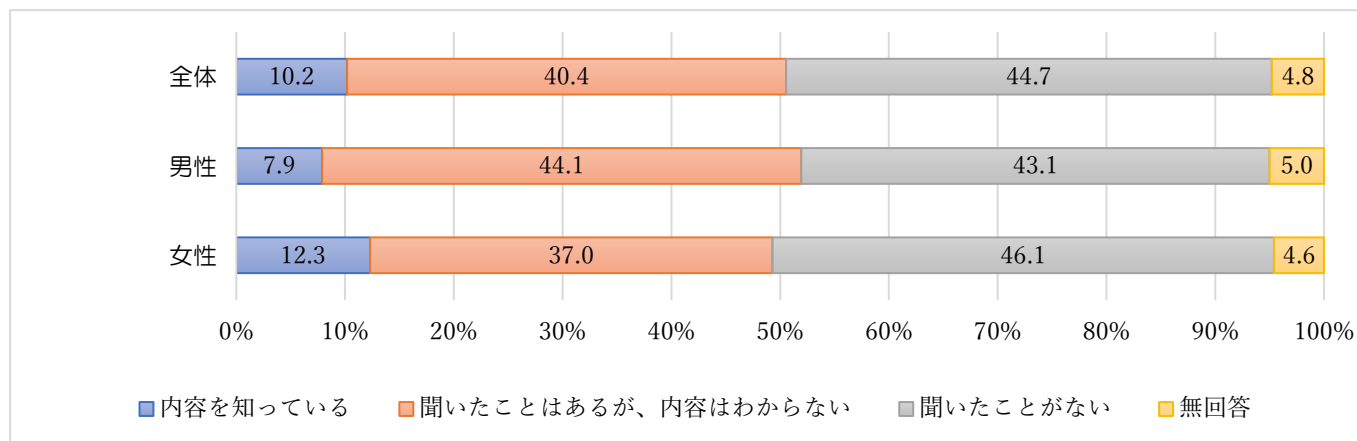
○「男女共同参画社会」については、「内容を知っている」と回答した方の割合は、“男性”は、26.7%、“女性”は、21.0%となっており、“男性”が“女性”より5.7%高くなっています。
男女とも「聞いたことがない」と回答した方は、20%を上回っています。

イ 男女雇用機会均等法



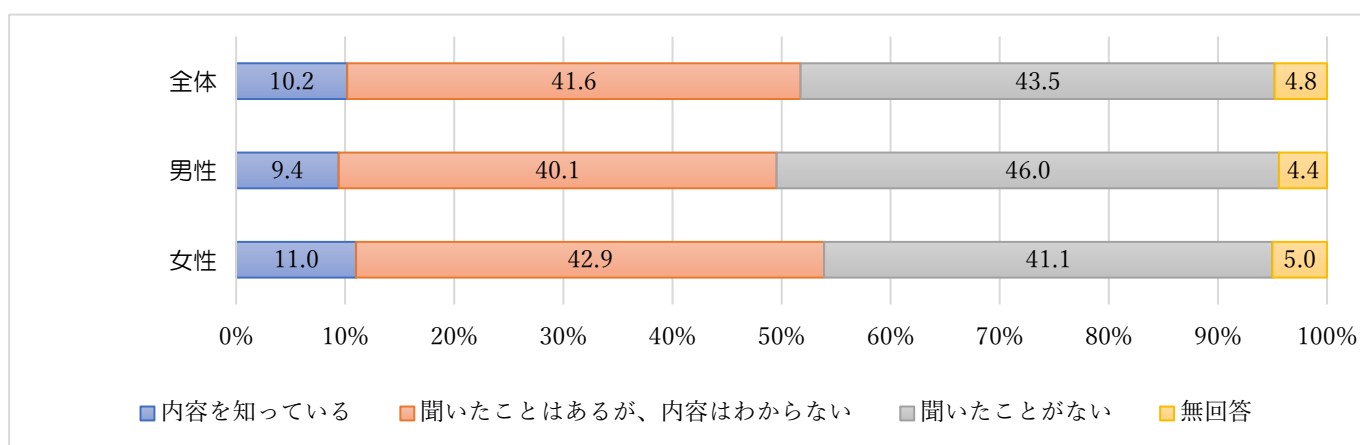
○「男女雇用機会均等法」については、「内容を知っている」と回答した方は、“男性”は、51.0%、“女性”は42.0%となっており、“男性”の方が“女性”より9.0%高くなっています。

ウ 女性活躍推進法



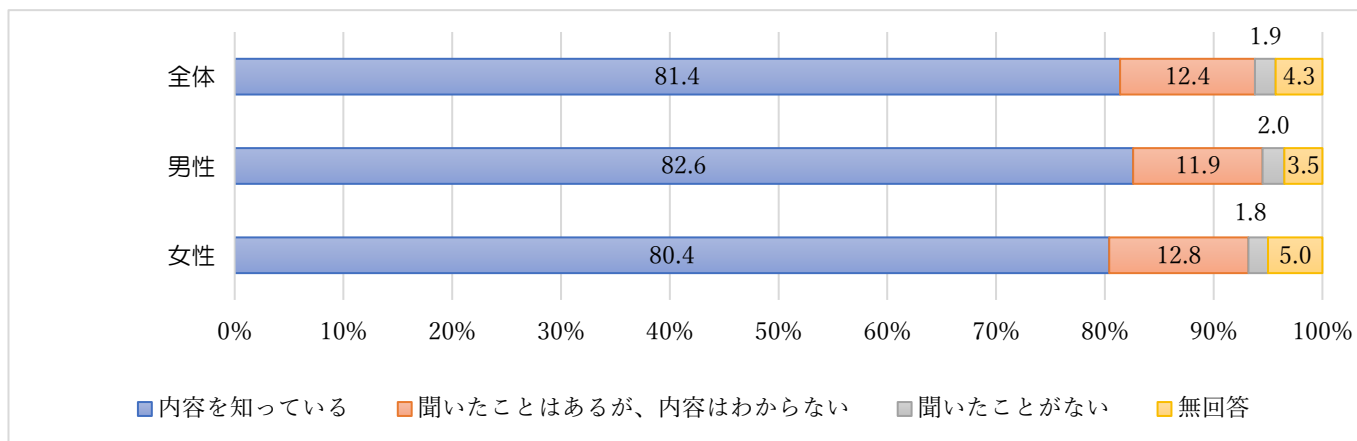
○性別で見ると最も多かった回答は、“男性”は、「聞いたことはあるが、内容はわからない」で44.1%、“女性”は、「聞いたことがない」で46.1%となりました。
 「内容を知っている」と回答した方は、“男性”は、7.9%、“女性”は、12.3%となりました。

エ 女子差別撤廃条約



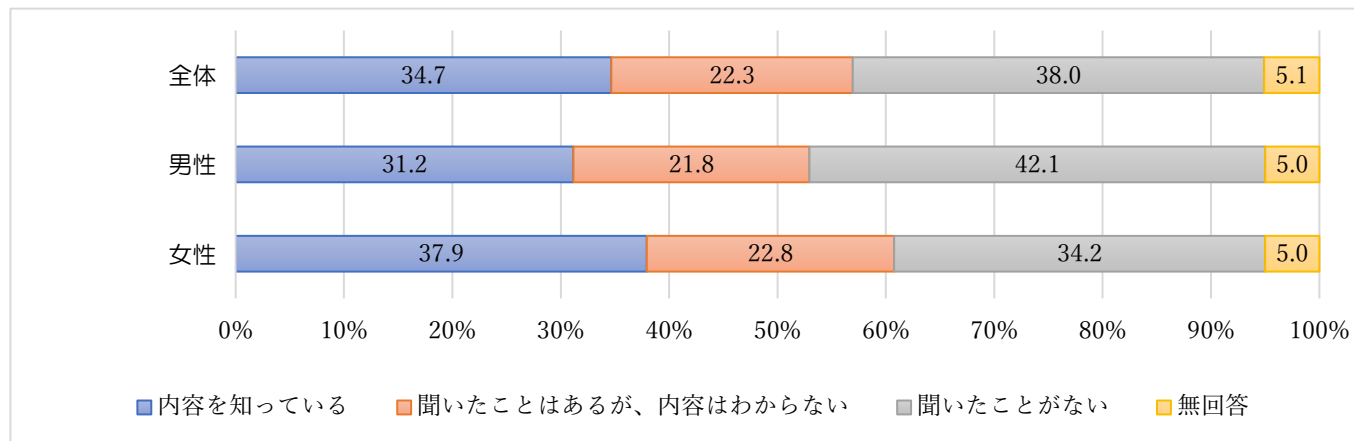
○性別で見ると最も多かった回答は、“男性”は「聞いたことがない」で46.0%、“女性”は、「聞いたことはあるが、内容はわからない」で42.9%となっています。
 「内容を知っている」と回答した方は、“男性”は9.4%、“女性”は11.0%となりました。

オ DV(ドメスティック・バイオレンス、配偶者からの暴力)



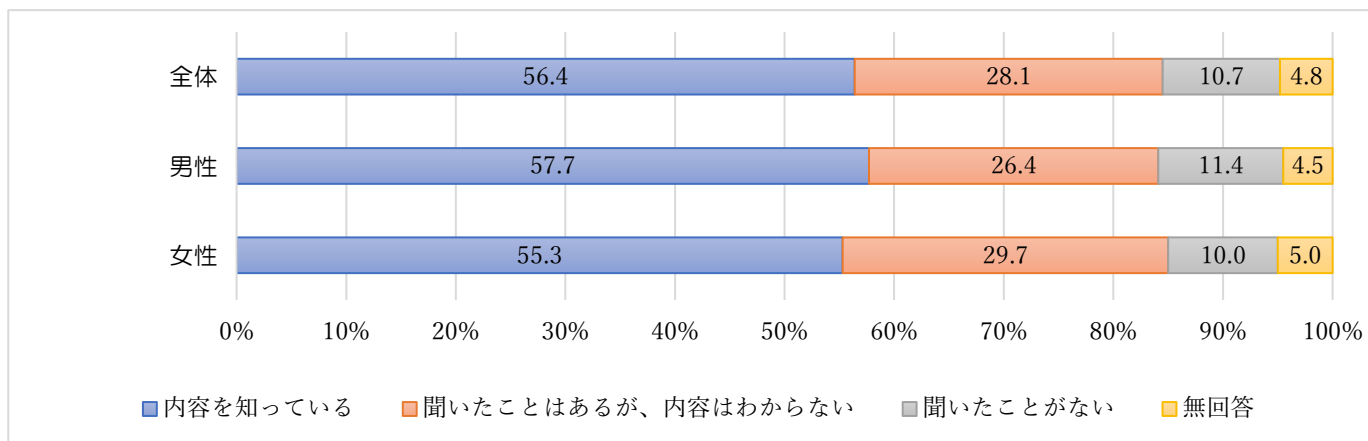
○「DV(ドメスティック・バイオレンス、配偶者からの暴力)」については、男女ともに80%以上の方が「内容を知っている」と回答しています。

カ デートDV



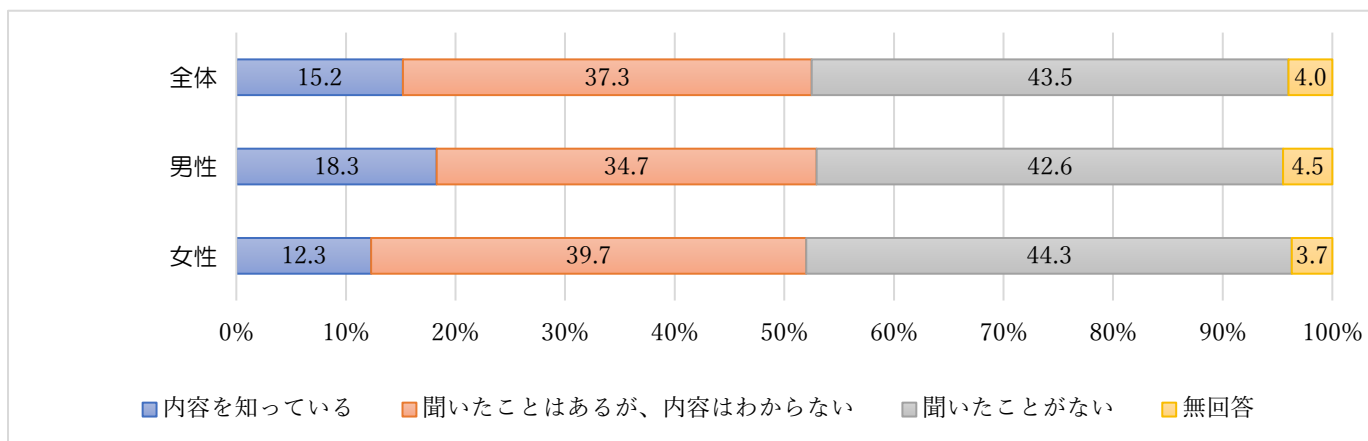
○「デートDV」については、「内容を知っている」と回答した方は、「男性」は、31.2%、「女性」は、37.9%となっており、「女性」の方が「男性」より6.7%高くなっています。

キ 性的少数者(セクシャルマイノリティ、LGBT など)



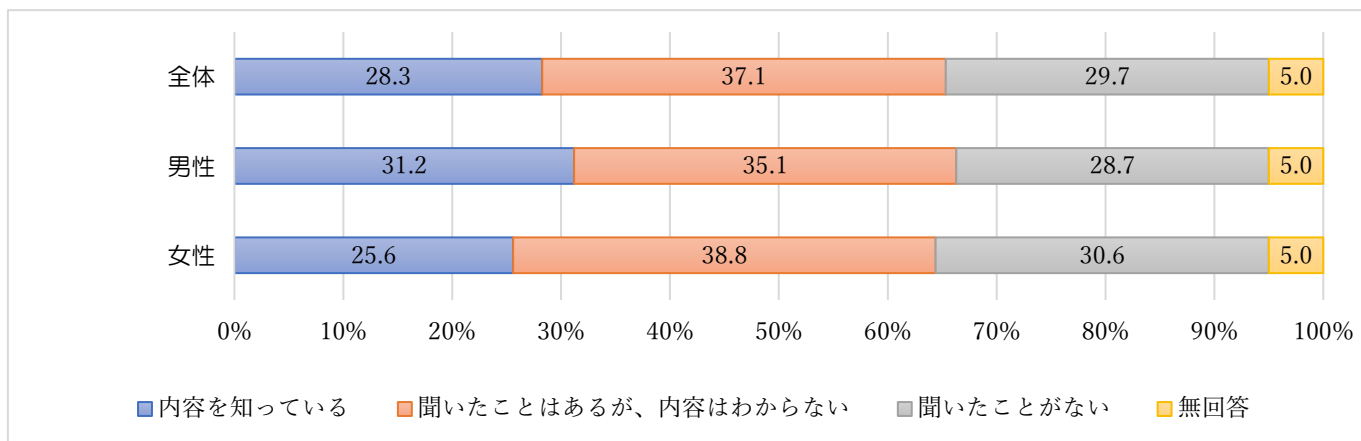
○「性的少数者(セクシャルマイノリティ、LGBT など)」については、男女ともに「内容を知っている」と回答した方が最も多く50%を上回っています。

ク ダイバーシティ



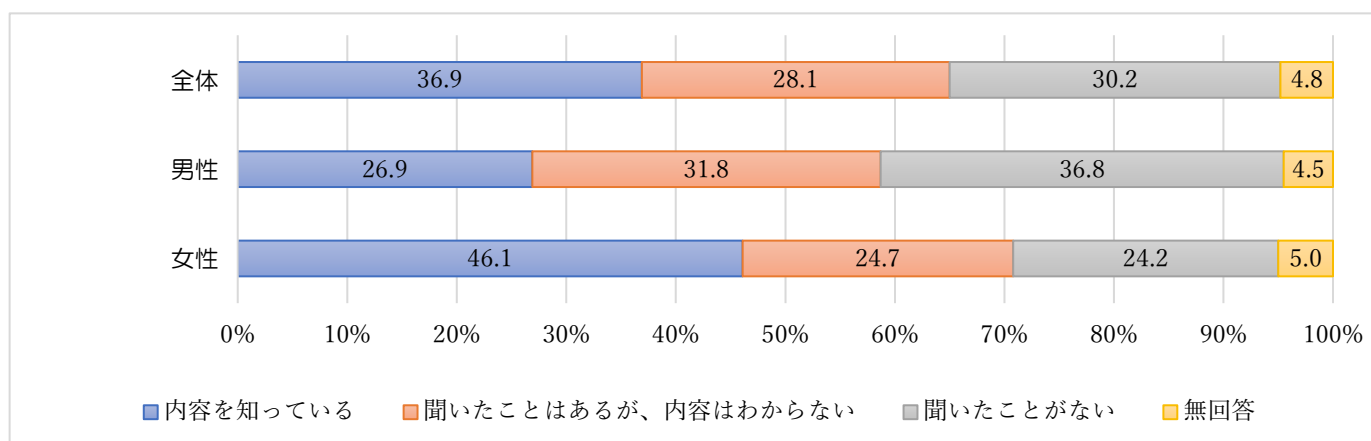
○「ダイバーシティ」については、「内容を知っている」と回答した方は、“男性”は18.3%、“女性”は12.0%となっており、“男性”の方が“女性”より6.3%高くなっています。

ケ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)



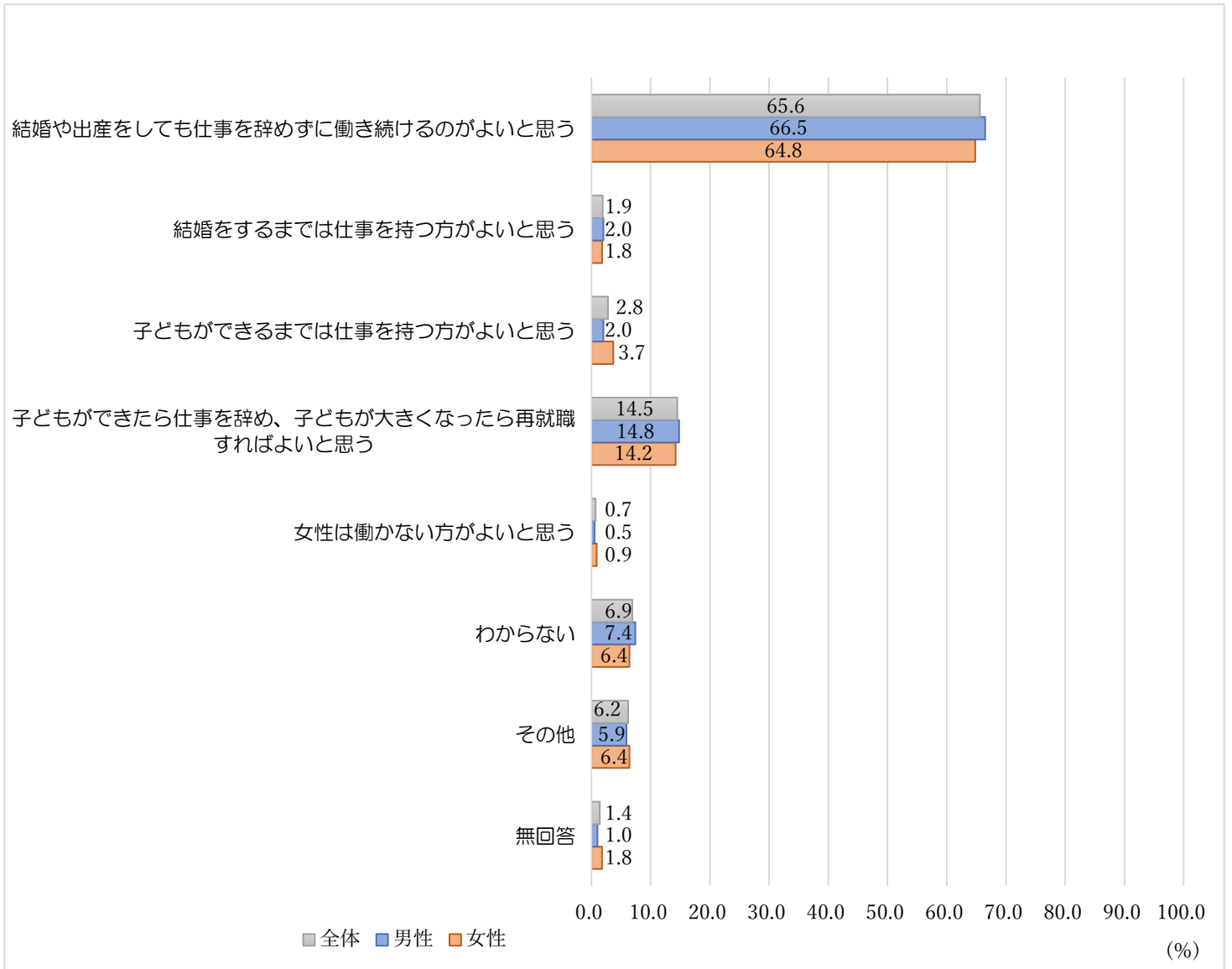
○「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」については、「内容を知っている」と回答した方は、“男性”は、31.2%、“女性”は、25.6%となっており、“男性”の方が“女性”より5.6%高くなっています。

コ 生理の貧困



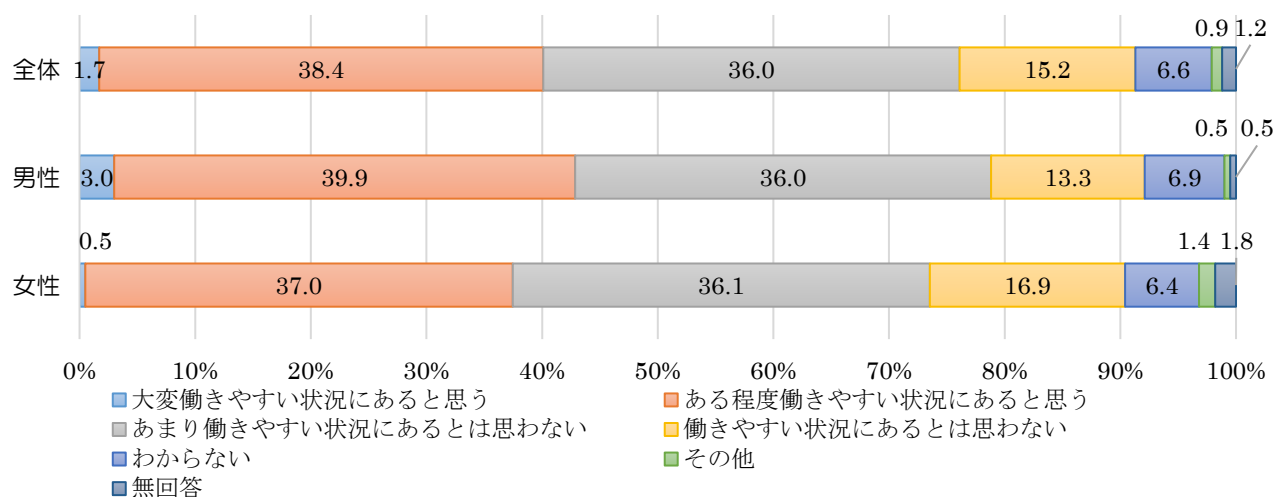
○「生理の貧困」については、「内容を知っている」と回答した方は、“男性”は、26.9%、“女性”は46.1%となっており、“女性”の方が“男性”より19.2%高くなっています。

問 12 あなたは女性が社会に出て働くことについて、どう考えますか。(1つに○)



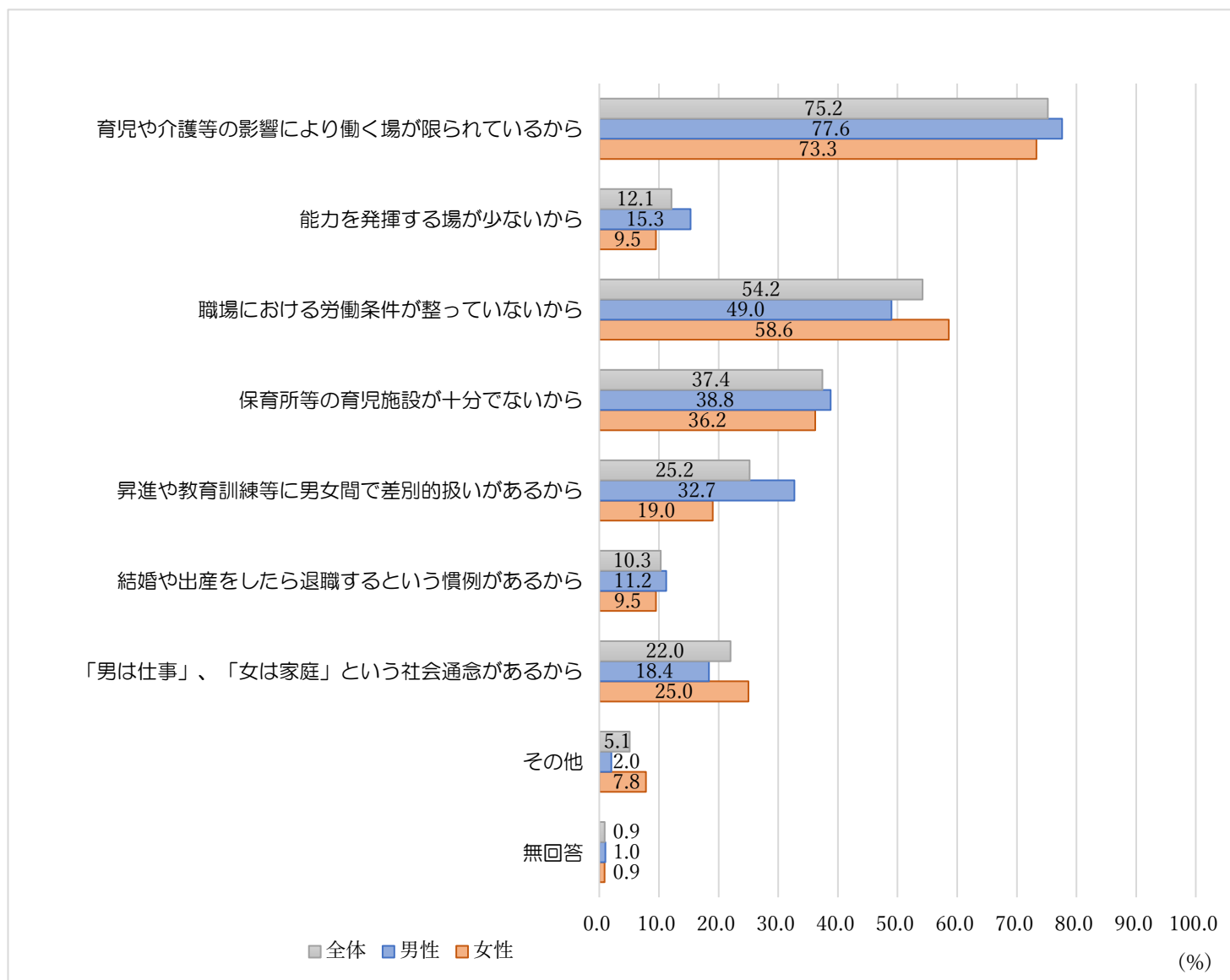
○男女ともに「出産をしても仕事を辞めずに働き続けるのがよいと思う」が最も高く60%以上を占め、次いで「子どもができたなら仕事を辞め、子どもが大きくなったら再就職すればよいと思う」が高くなっています。

問13-1 現在の社会は、女性にとって働きやすいと思いますか。(1つに○)



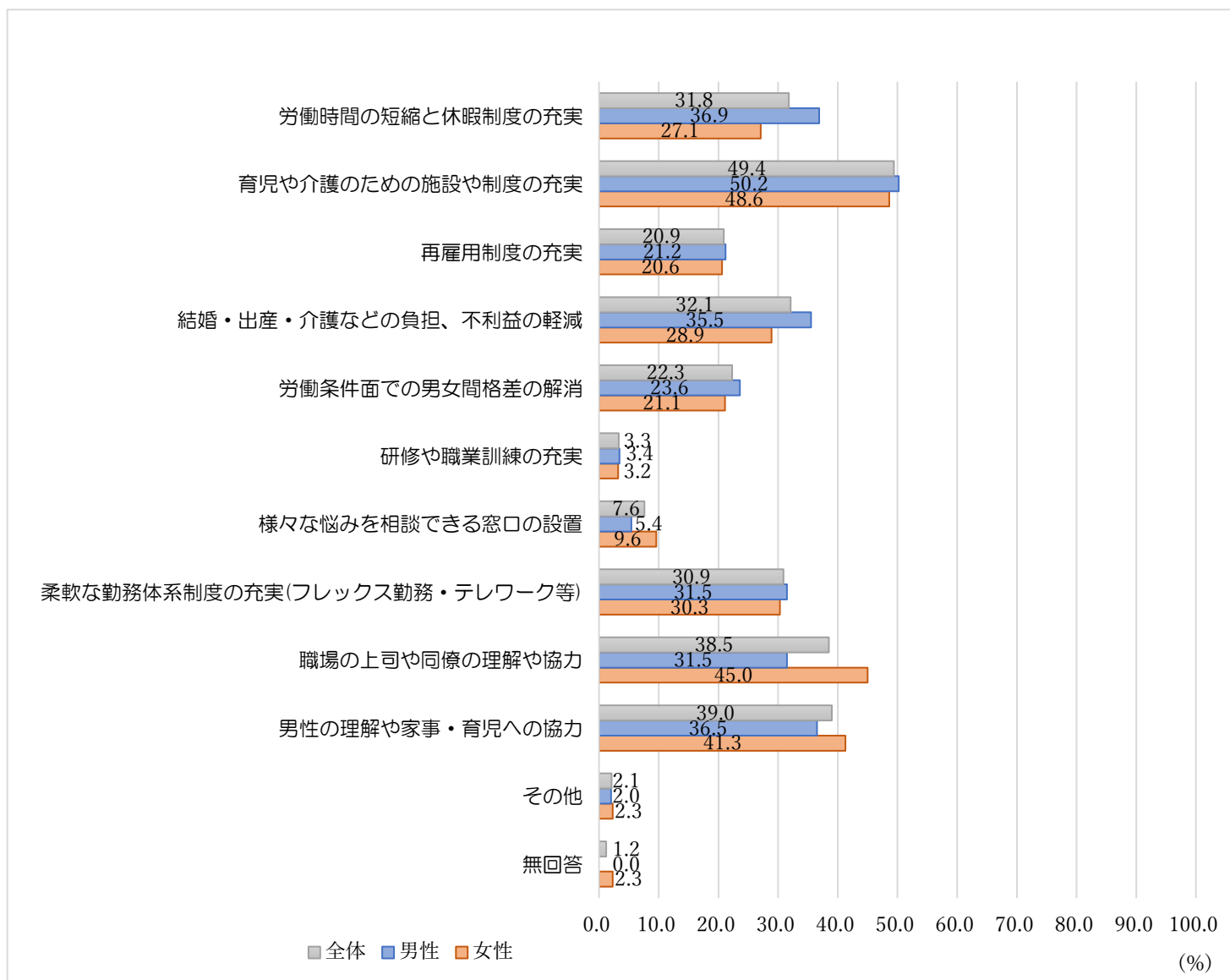
○男女ともに「ある程度働きやすい状況にあると思う」が最も高く、次いで「あまり働きやすい状況にあるとは思わない」、「働きやすい状況にあるとは思わない」の順で高くなっています。「あまり働きやすい状況にあるとは思わない」・「働きやすい状況にあるとは思わない」と回答した方は、男女ともに半数近くを占めています。

問 13-2 問 13-1 で「3.あまり働きやすい状況にあるとは思わない」または、「4.働きやすい状況にあるとは思わない」と回答した方にお伺いします。それはどのような理由からですか。(3つまで〇)



〇男女ともに「育児や介護等の影響により働く場が限られているから」が最も高く、次いで「職場における労働条件が整っていないから」、「保育所などの育児施設が十分でないから」の順で高くなっています。

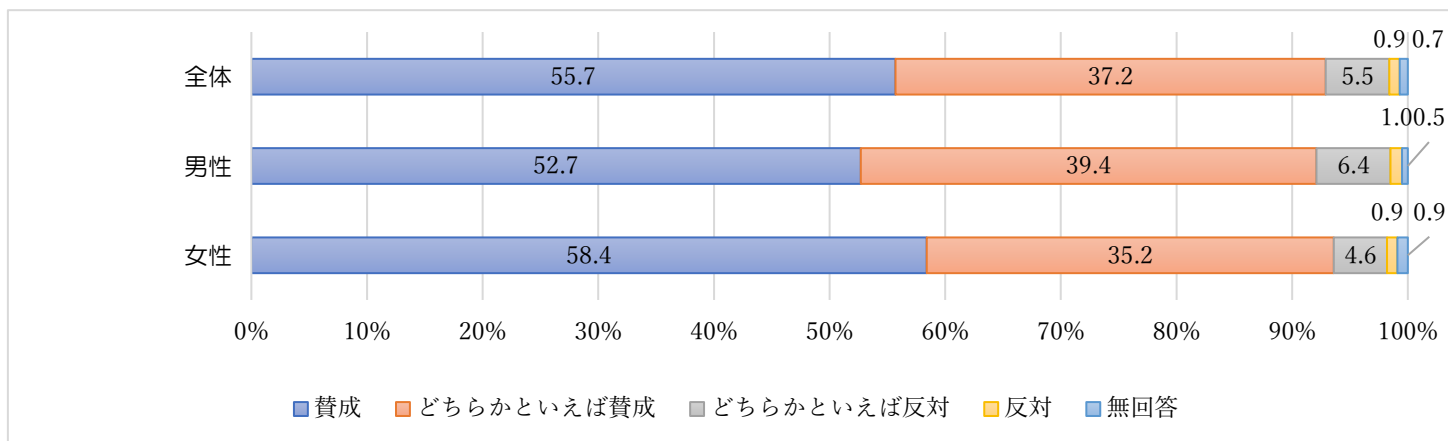
問 14 今よりも女性が働きやすくなるためには、どんなことが必要だと思いますか。(3つまで)



○男女ともに「育児や介護のための施設や制度の充実」が最も高くなっており、およそ半数を占めています。

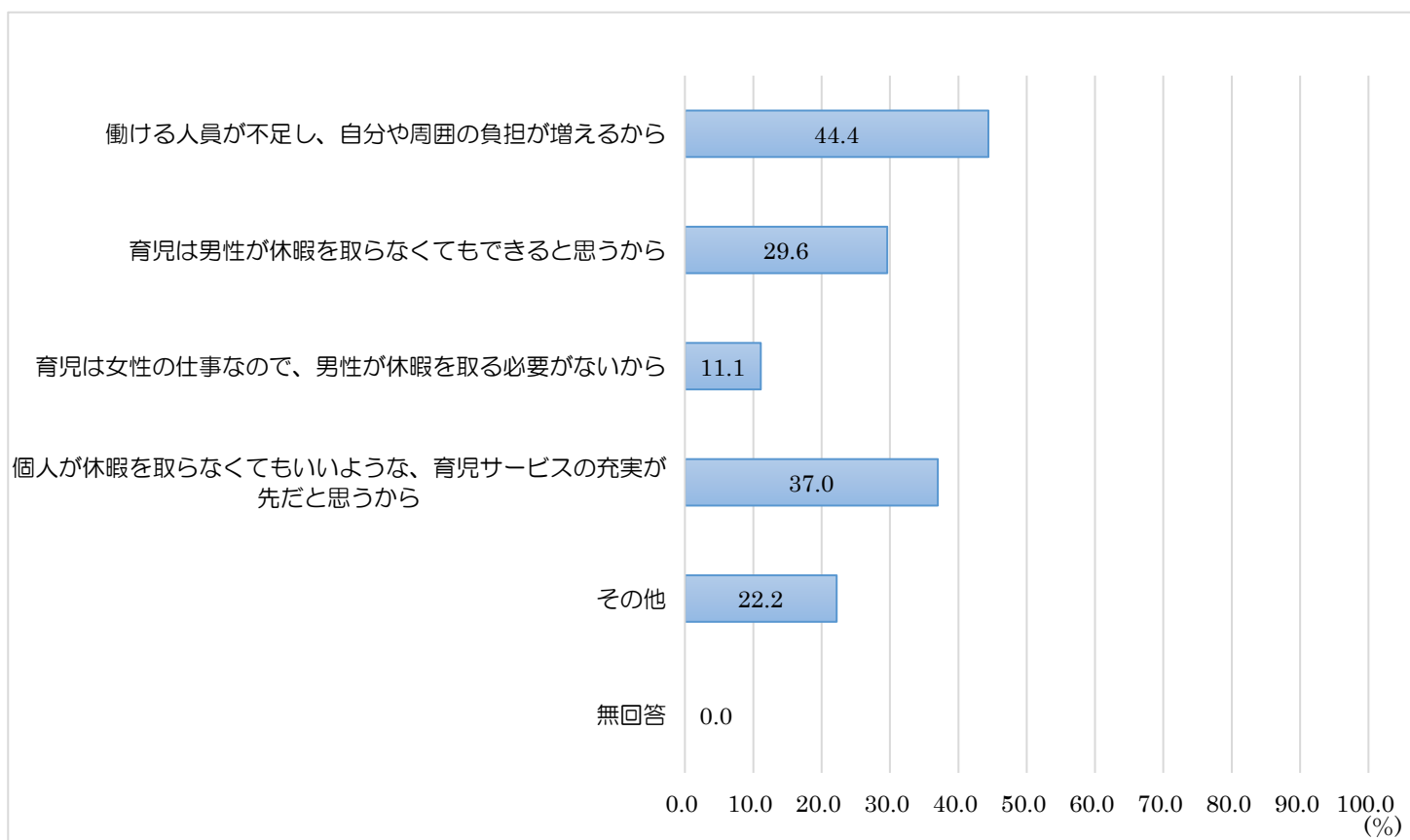
次いで高いのは、男性は、「労働時間の短縮と休暇制度の充実」、「男性の理解や家事・育児への協力」となっており、女性では、「職場の上司や同僚の理解や協力」、「男性の理解や家事・育児への協力」となっています。

問 15-1 あなたは男性が育児休暇を取得することについて、どう思いますか。(1つに〇)



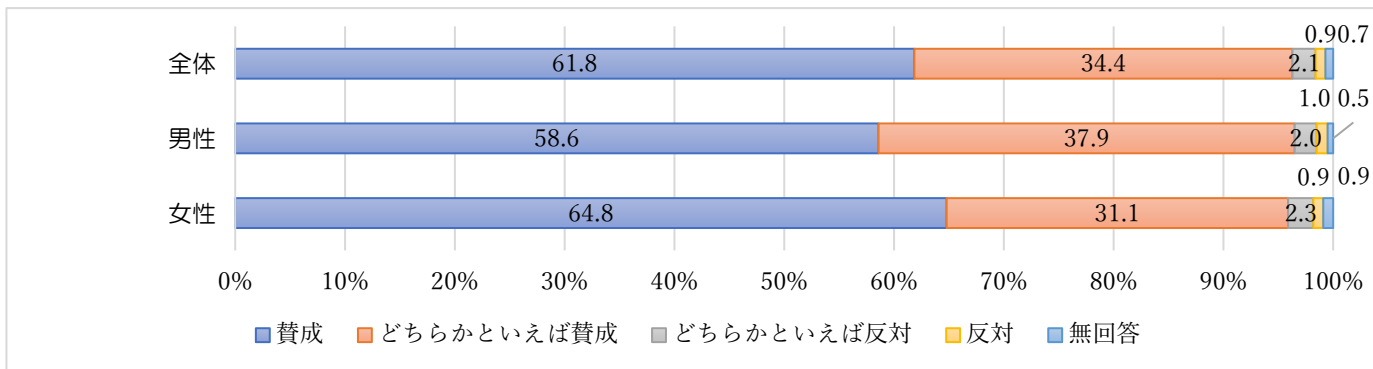
〇男女ともに「賛成」が最も高く、次いで「どちらかといえば賛成」となっています。「賛成」・「どちらかといえば賛成」と回答した方は、男女ともに9割以上を占めています。

問 15-2 問 15-1 で「3.どちらかといえば反対」または、「4.反対」と回答した方にお伺いします。それはどのような理由からですか。(2つまで〇)



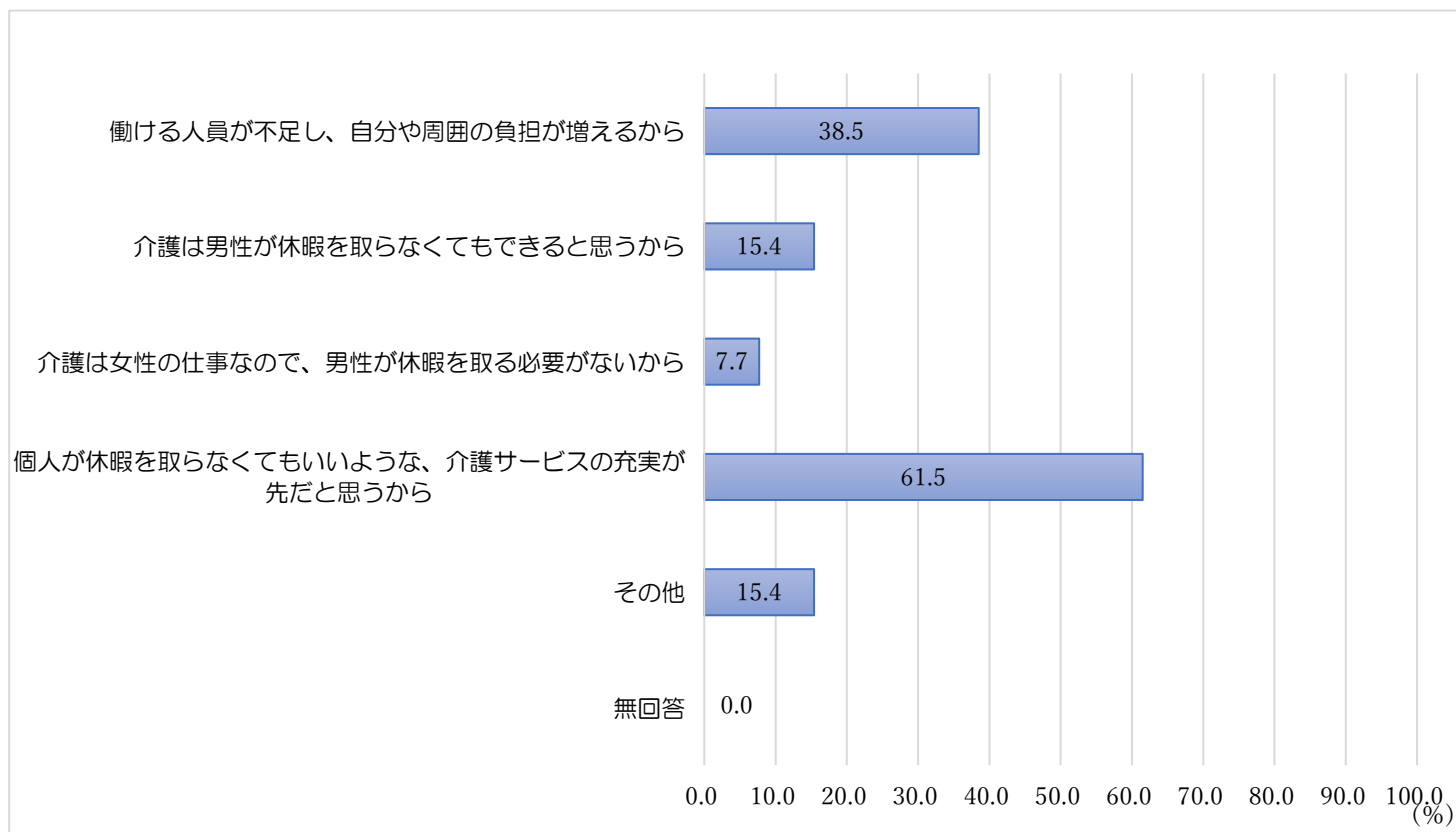
〇男性が育児休暇を取得することに反対する理由について最も多いのは、「働ける人員が不足し、自分や周囲の負担が増えるから」(44.4%)となっており、次いで「個人が休暇を取らなくてもいいような、育児サービスの充実が先だと思うから」(37.0%)となっています。

問16-1 あなたは男性が介護休暇を取得することについて、どう思いますか。(1つに○)



○男女ともに「賛成」が最も高く、次いで「どちらかといえば賛成」となっています。「賛成」・「どちらかといえば賛成」と回答した方は、男女ともに9割以上を占めています。

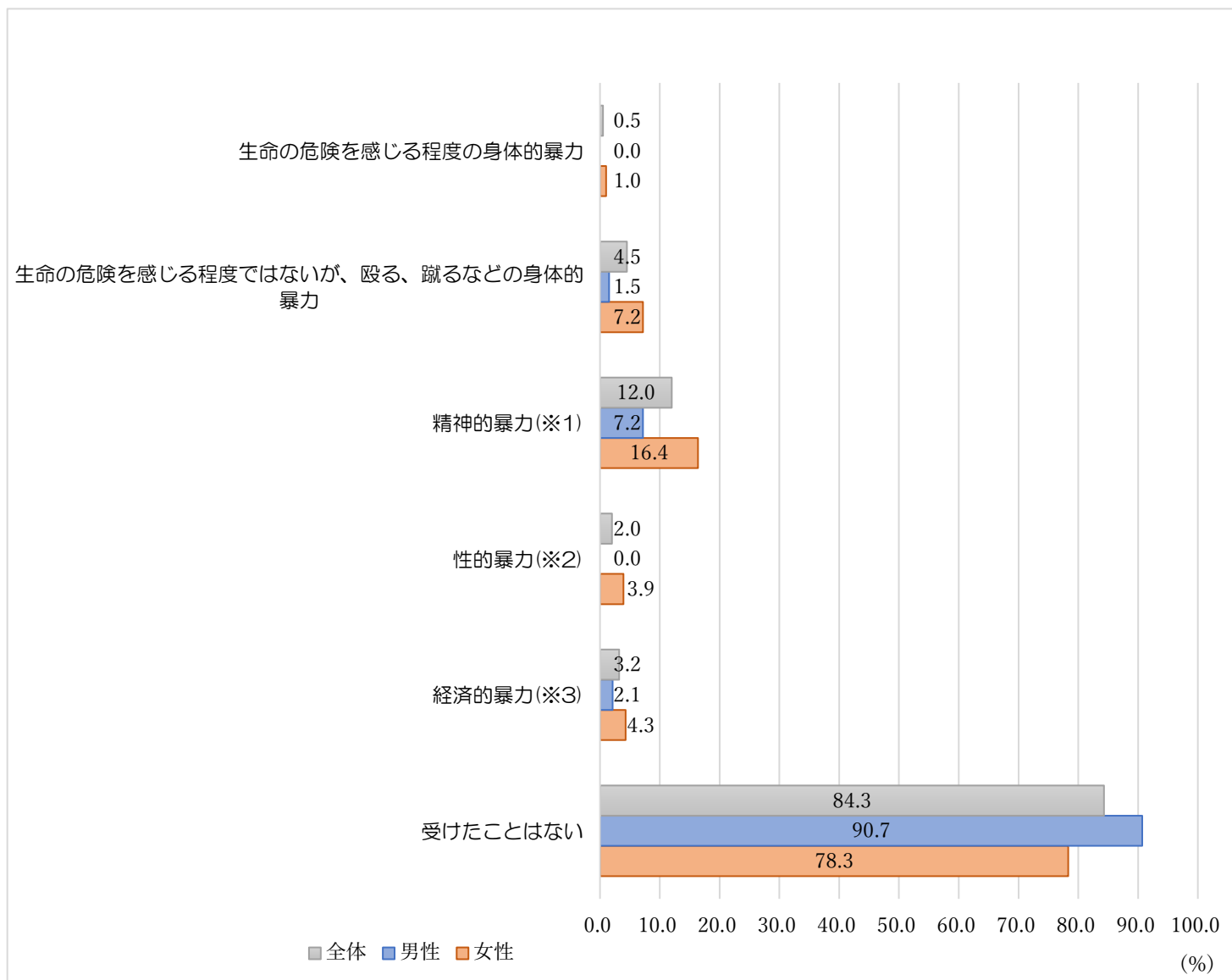
問 16-2 問 16-1 で「3.どちらかといえば反対」または、「4.反対」と回答した方にお伺いします。それはどのような理由からですか。(2つまで○)



○男性が介護休暇を取得することに反対する理由について最も多いのは、「個人が休暇を取らなくてもいいような介護サービスの充実が先だと思うから」(61.5%)となっており、次いで「働ける人員が不足し、自分や周囲の負担が増えるから」(38.5%)となっています。

○配偶者・パートナー間における暴力について

問 17-1 あなたは、過去に、次にあげるDV(ドメスティック・バイオレンス)を受けたことがありますか。(いくつでも○)



※1・・・大声で怒鳴る、無視する、交友関係を制限する、電話やメールを無断でチェックするなど。

※2・・・嫌がっているのに性的行為を強要する、避妊に協力しない、見たくないのにポルノビデオ・雑誌を見せるなど

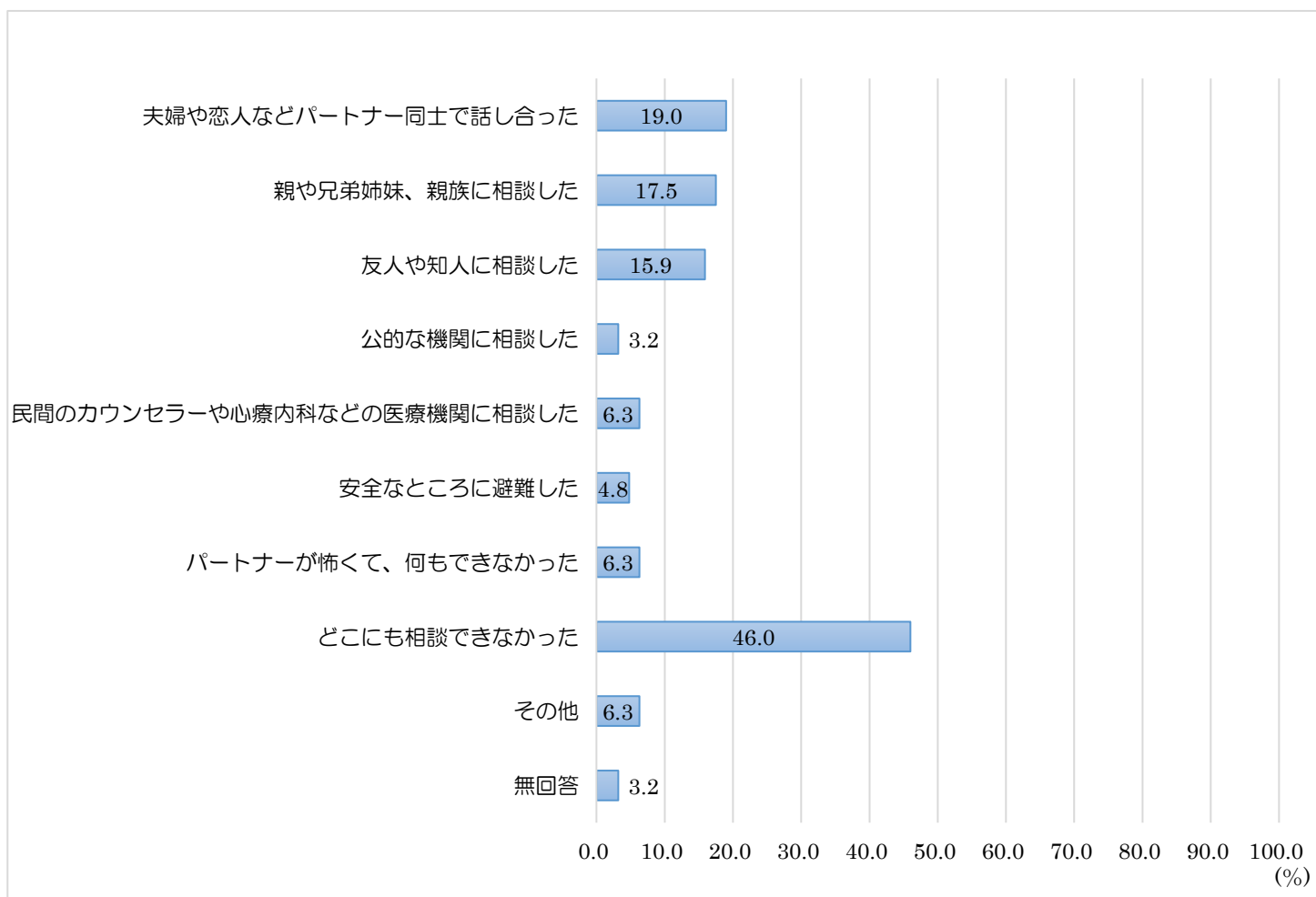
※3・・・生活費を渡さない、お金の使い方を細かく管理する、外で働くなど言ったり仕事を辞めさせたりするなど

○ “男性” は、およそ9割、“女性” ではおよそ8割の方がDVを「受けたことはない」と回答しています。

DVを受けたとの回答で最も多いのは、“男性” は、「精神的暴力」(7.2%)、次いで「経済的暴力」(2.1%)となっています。

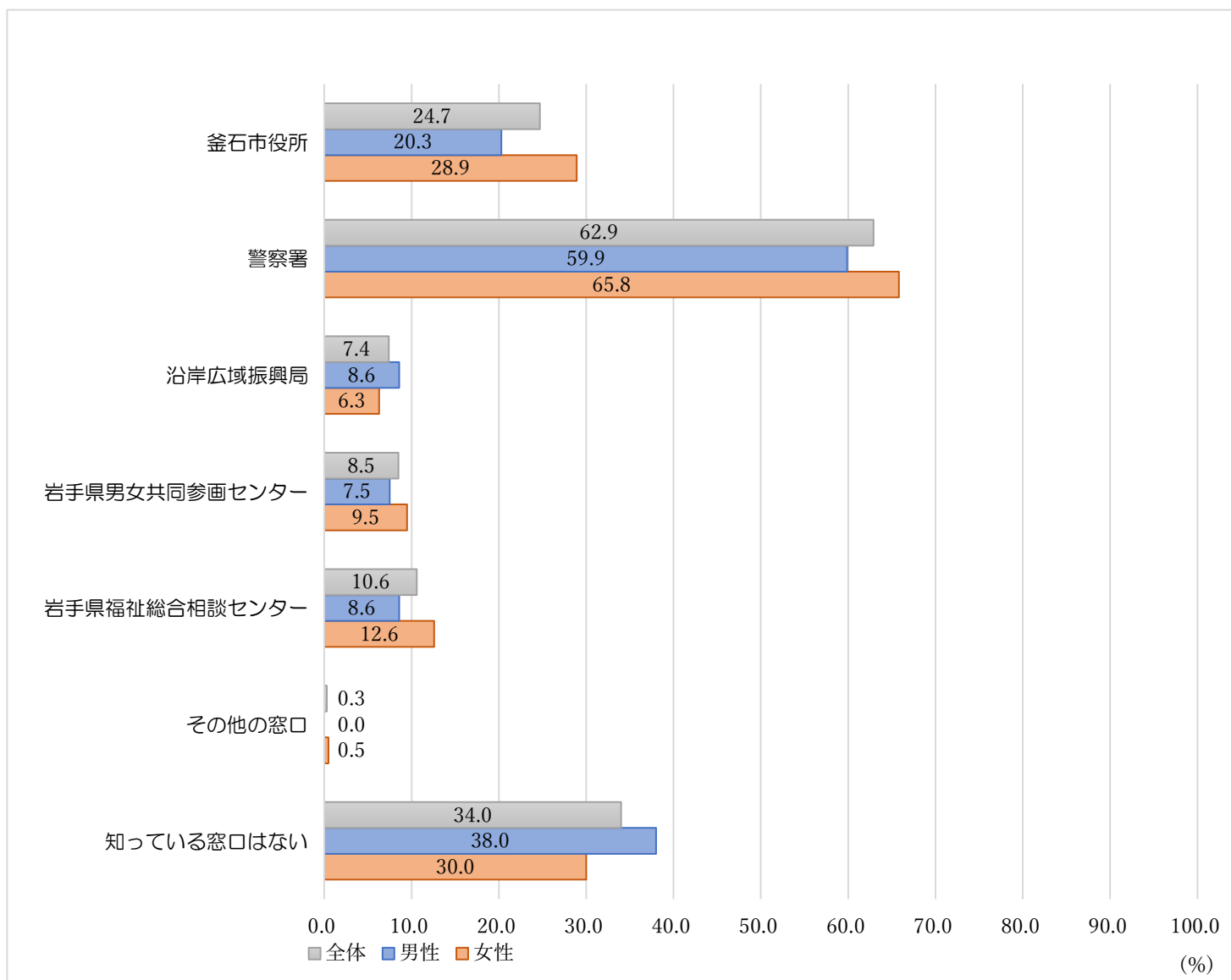
“女性” は、「精神的暴力」(16.4%)が最も高く、次いで「生命の危険を感じる程度ではないが、殴る、蹴るなどの身体的暴力」(7.2%)の順で高くなっています。

問 17-2 過去にDVを受けたことがある方(問 17-1 で「6.受けたことはない」以外を選択した方)にお伺いします。DVの被害を受けたとき、あなたはどのようにしましたか。(いくつでも〇)



ODVの被害を受けたときどうしたかについて最も多いのは「どこにも相談できなかった」(46.0%)となっており、次いで「夫婦や恋人などパートナー同士で話し合った」(19.0%)、「親や兄弟姉妹、親族に相談した」(17.5%)の順で多くなっています。

問18 配偶者や恋人、パートナーからの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンスを受けた際、相談できる窓口があることを知っていますか。次の中から知っているものを選んでください。(いくつでも〇)

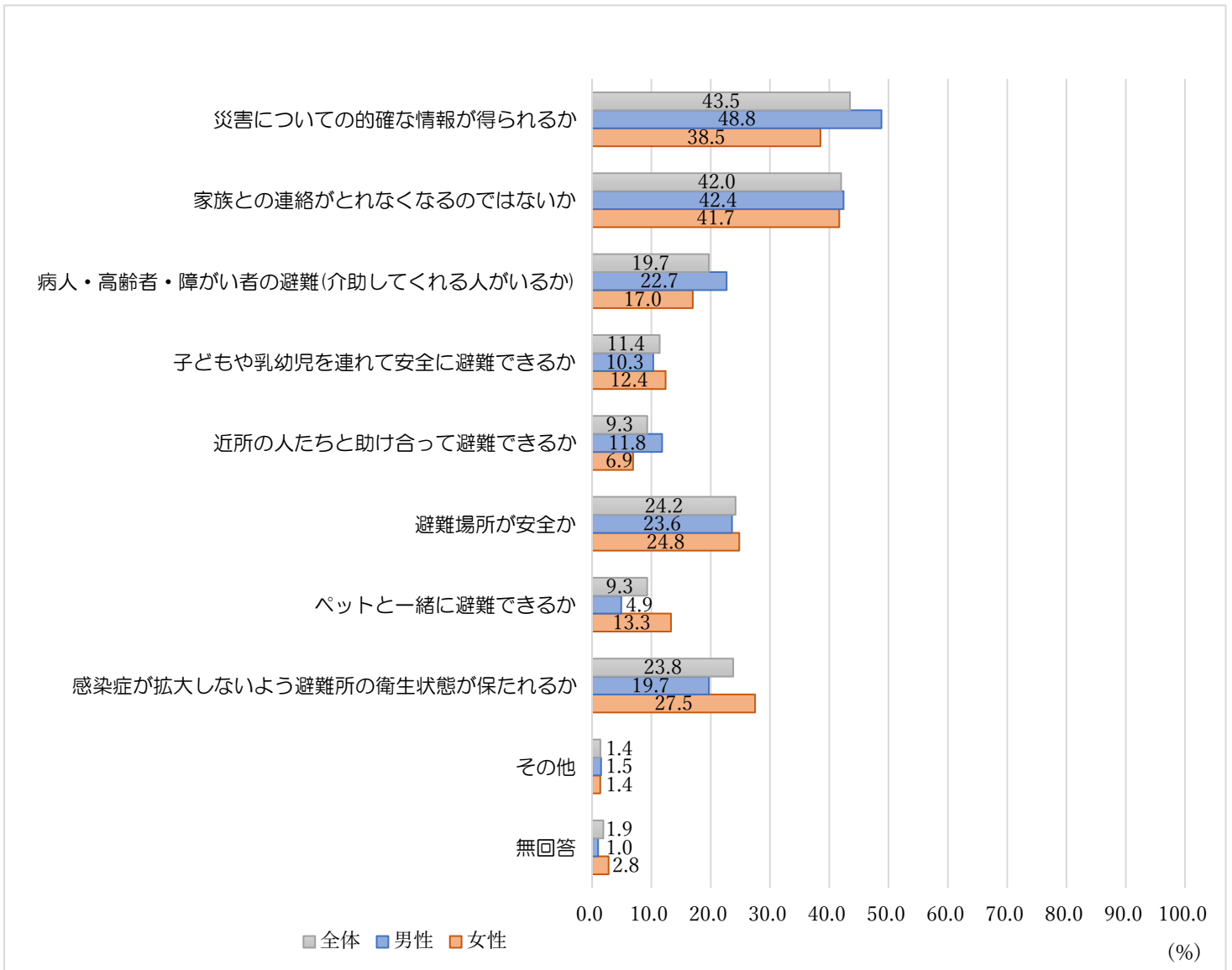


〇男女ともに「警察署」が最も高く、次いで「知っている窓口はない」、「釜石市役所」の順となっています。

知っている相談窓口については、「沿岸広域振興局」を除くすべての相談窓口で“男性”よりも“女性”の方が知っている割合が高くなっています。

○防災について

問 19 もし今、災害が発生して避難が必要になったときに、あなたはどのようなことが心配ですか。
(2つまで)

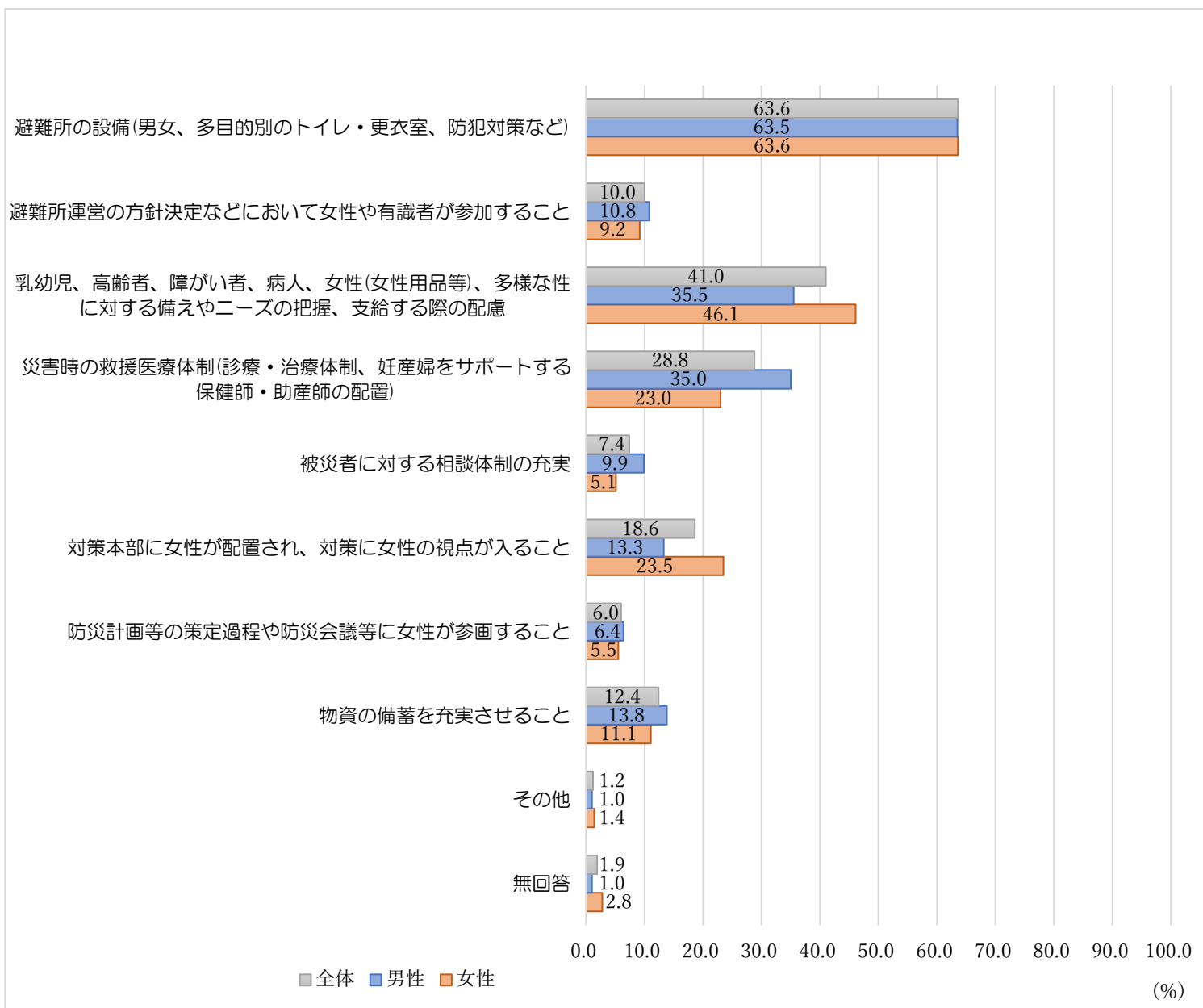


○性別でみると“男性”で最も多いのは「災害についての的確な情報が得られるか」(48.8%)となっており、次いで「家族との連絡がとれなくなるのではないかと」(42.4%)、「避難場所が安全か」(23.6%)となっています。

“女性”で最も多いのは、「家族との連絡がとれなくなるのではないかと」(41.7%)となっており、次いで「災害についての的確な情報が得られるか」(38.5%)、「感染症が拡大しないよう避難所の衛生状態が保たれるか」(27.5%)となっています。

災害が発生し、避難が必要になったときの心配事については、男女間で意識の違いがあることがわかります。

問20 地域の防災で、性別の視点に配慮して取り組む必要があると思うことは何ですか。
(2つまで)



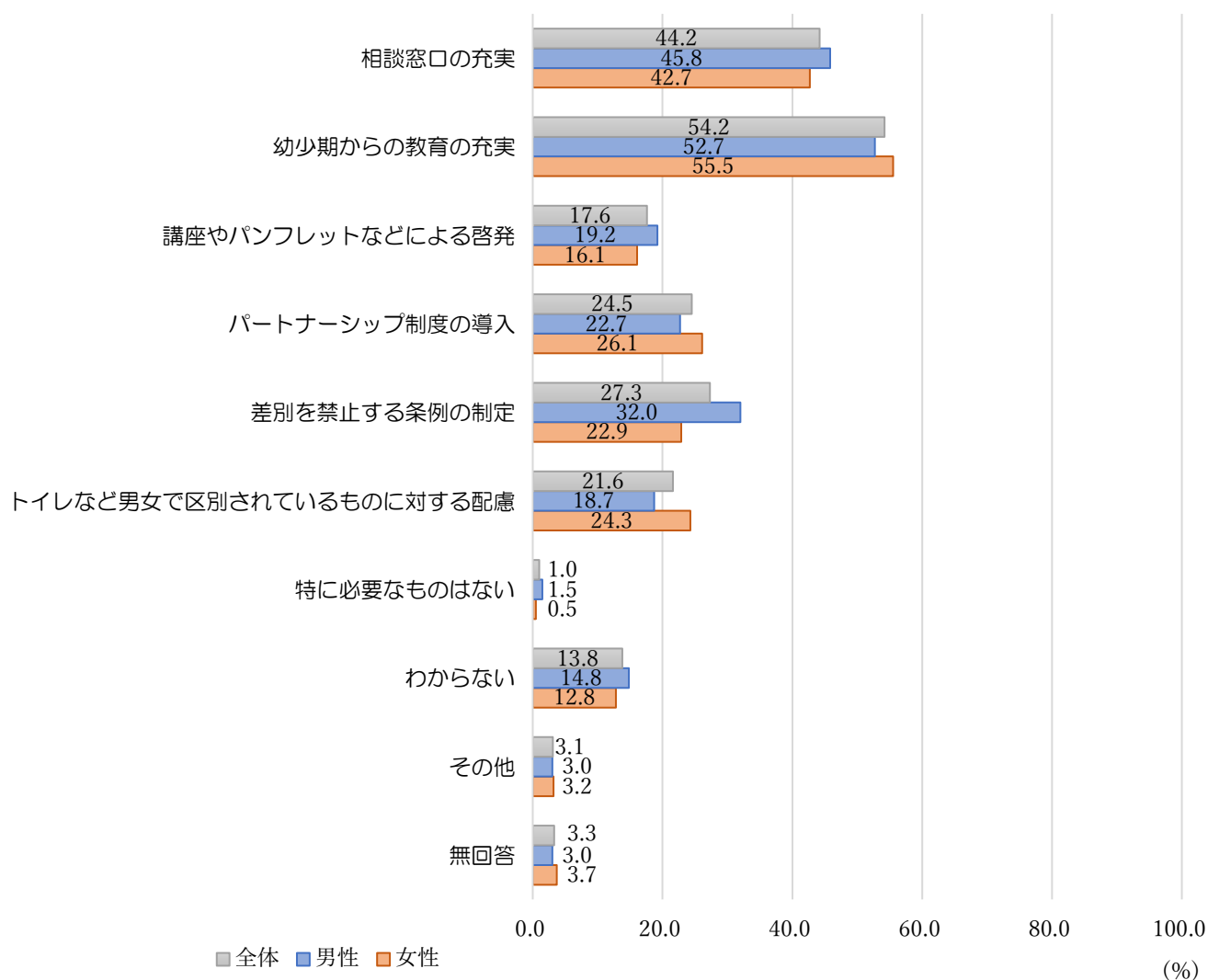
男女ともに最も多い回答は、「避難所の設備(男女、多目的別のトイレ・更衣室、防犯対策など)」となっており、6割以上を占めています。

次いで多いのは、“男性”は、「乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性(女性用品等)、多様な性に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」、「災害時の救急医療体制(診療・治療体制、妊産婦をサポートする保健師・助産師の配置)」の順となっています。

“女性”は、「乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性(女性用品等)、多様な性に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」、「対策本部に女性が配置され、対策に女性の視点が入ること」の順となっています。

○性的マイノリティについて

問21 LGBTなどの性的少数者の人たちが暮らしやすい社会にするため、どのような施策が必要だと思いますか。(3つまで)



○男女ともに最も多い回答は、「幼少期からの教育の充実」となっており、半数以上を占めています。次いで多いのは、“男性”は、「相談窓口の充実」、「差別を禁止する条例の制定」の順となっています。

“女性”は、「相談窓口の充実」、「パートナーシップ制度の導入」の順となっています。

參考資料

男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)

目次
前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)【抜粋】

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)【抜粋】

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)【抜粋】

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

岩手県男女共同参画推進条例(平成14年条例第61号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9条—第22条)

第3章 岩手県男女共同参画審議会(第23条—第31条)

第4章 雑則(第32条)

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動しつつ、着実に進められてきた。本県においても、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組がなされてきた。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における制度又は慣行が存在し、男女平等の実現に多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮でき、もって男女が喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められている。

このような状況の中で、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられたことを踏まえ、本県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し、不断の努力を重ねて、男女共同参画社会の形成のため男女共同参画を推進し、すべての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女が共に輝く心豊かな社会を創造していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであると問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。
- (6) 男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。
- (7) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。以下同じ。)を根絶するよう積極的な対応がなされること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、男女間における暴力的行為又はセクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における積極的改善措置)

第11条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(教育及び学習の推進)

第14条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第 15 条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事業主及びその家族等により営まれている事業に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに当該経営に関する活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう、必要な環境整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第 16 条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員(以下この条において「委員」という。)を置くものとする。

2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。

3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。

4 委員は、第2項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

(調査研究)

第 17 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第 18 条 県は、市町村が行う法第 14 条第3項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間の団体との連携及び協働等)

第 19 条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)その他の民間の団体との連携及び協働に努めるものとする。

2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、これらの活動の支援に努めるものとする。

(拠点となる機能の整備)

第 20 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者及び市町村による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機能の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第 21 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第 22 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 岩手県男女共同参画審議会

(設置)

第23条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(所掌)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第27条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第29条 審議会は、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(補則)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画計画は、この条例に規定する手続により定められた男女共同参画計画とみなす。

釜石市男女共同参画推進協議会委員名簿

区分	氏名	所属
会長	万城目 千佳代	中妻地区民生委員
副会長	市川 淳子	鶴住居地区主任児童委員
委員	赤崎 幸子	釜石市社会福祉協議会・釜石・遠野地域成年後見センター長
委員	浦嶋 博幸	子どものエンパワメントいわて代表理事
委員	小菅 篤仁	NEXT KAMAISHI
委員	千葉 悟	釜石市PTA連合会 副会長(釜石中学校PTA会長)
委員	八幡 亘	釜石市社会福祉協議会 地域福祉係長
委員	山崎 詔子	釜石商工会議所女性会副会長
委員	山本 理悦子	男女共同参画サポーター

釜石市男女共同参画推進会議委員名簿

区分	職名	氏名
会長	中村 達也	総務企画部長
委員	平野 敏也	市民生活部長
委員	鈴木 伸二	保健福祉部長
委員	小山田 俊一	産業振興部長
委員	本間 良春	建設部長
委員	臼澤 涉	文化スポーツ部長
委員	佐々木 道弘	危機管理監
委員	藤井 充彦	教育部長
委員	三浦 薫	会計管理者
副会長	菊地 美幸	総合政策課長兼男女共同参画室長
委員	金野 尚史	総務課長
委員	佐野 正治	財政課長
委員	丸岡 秀彰	総合政策課広聴広報室長



かまいし男女共同参画推進プラン 2024-2028

◇◇ 編集・発行 ◇◇

釜石市総務企画部総合政策課男女共同参画室

〒026-8686 岩手県釜石市只越町3-9-13

☎0193-27-8413

令和6年3月